

2012年5月

IFRS Foundation®

コメント募集

IASB及びIFRS解釈指針委員会 デュー・プロセス・ハンドブック

コメント募集期限：2012年9月5日



イントロダクション及びコメント募集

IFRS 財団

デュー・プロセス・ハンドブック

2012年5月

This document is published by the IFRS Foundation.

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7246 6410 Fax: +44 (0)20 7246 6411

Email: info@ifrs.org Web: www.ifrs.org

Copyright © 2012 IFRS Foundation®

All rights reserved. No part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

The Japanese translation of this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

Please address publication and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC Foundation’, ‘IASCF’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

イントロダクション及びコメント募集

IFRS 財団

デュー・プロセス・ハンドブック

2012年5月

この文書は IFRS 財団が公表している。

すべての権利は保護されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

本公表物の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。

出版及び著作権に関する事項は下記に照会されたい。

IFRS Foundation Publications Department
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IASCF の商標である。

イントロダクション及びコメント募集

IFRS 財団の評議員会は、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）の運営を監督している。評議員会には、デュー・プロセス監督委員会（DPOC）が設けられており、経験と IASB 及び関心を有する関係者からのコメントを踏まえて、デュー・プロセス手続をレビューし、必要があれば修正を行う職務を有している。

2011 年及び 2012 年の間に、DPOC は運営手続の見直しを行っており、この一環として、IFRS 財団スタッフに IASB 及び解釈指針委員会の「デュー・プロセス・ハンドブック」の更新を依頼した。

ハンドブックの更新は異例なことではない。IASB と解釈指針委員会は、ハンドブックに記述された以上のステップ及び手続を実施することも多い。協議及び運営の方法を絶えず改善しようと努力しているからである。随時、IASB と DPOC は、こうした新規の追加的なステップをデュー・プロセスに組み込むべきかどうかを決定するため、IASB と解釈指針委員会の運営方法をレビューする。同様に、こうしたレビューは、IFRS 及び解釈指針の効率的かつ効果的な開発を促進するのではなく妨げているデュー・プロセスのステップを削除したり修正したりする可能性もある。

この更新は以前のレビューよりも大幅なものとなっているが、その主な理由は、別々だった IASB と解釈指針委員会のハンドブックを一つに統合しているからである。これは、解釈指針委員会についてのレビューの結果として、IASB と解釈指針委員会をより緊密に協力させるために取られたステップを反映している。さらに、新しいハンドブックには、DPOC が開発したデュー・プロセス手続書を組み込んである。DPOC も、この機会を捉えて、既存の要求事項をより原則主義のやり方で平易な英語を用いて書き直している。

更新したハンドブックは、評議員会の戦略レビュー、最近完了した IFRS 解釈指針委員会に関するレビュー、及び技術的作業計画に関する 3 年ごとの協議で達した結論のいくつかにも対応している。

改訂版ハンドブック [案] の主な特徴点

全 般

DPOC は役割を拡大しており、本ハンドブックにはこれらの変更を反映するセクションを盛り込んでいる。IASB と解釈指針委員会のデュー・プロセスの監督における DPOC の責任が示されている（2.1 項から 2.15 項参照）。このセクションでは、デュー・プロセス違反が認識されている場合に評議員会が取り得る措置の手続も記述している。解釈指針委員会のデュー・プロセス要求事項を IASB のデュー・プロセス要求事項と同じハンドブックに組み込むことは、解釈プロセスに対する監督の強化である（8.1 項から 8.9 項参照）。

本ハンドブックでは、IASB が当初の設立時に有していた個々の基準設定主体とのリエゾン機能にはもはや言及していない。このセクションはより広範なものとなり、IASB が基準設定主体等とのより公式のネットワークを構築する際に行う可能性の高いステップを予期している。評議員会は、各国及び各地域の基準設定機関、監査及び証券規制当局、会計専門家等（新興市場経済圏からの人々も含む）との関係を、正式なものとし強化することを IASB に要請した。より緊密に先見性のある

方法で協力を行うためである。IASB の議長と副議長には、そうするための計画を 2012 年 9 月までに策定することが要請されている (3.48 項から 3.63 項)。*

本ハンドブックには、IFRS により生じそうな影響を評価するためのプロセスについての、より広範な議論が含まれている。さらに重要なこととして、本ハンドブックは、IASB が、単にプロセス終了時に評価文書を有するのではなく、この評価を IFRS の開発全体に組み込むプロセスを開始したという事実を反映している。評議員会は、フィールドワーク及び影響分析についての合意された方法論を開発するため、国際社会からのワーキング・グループ (IASB が議長職を務める) の設置を提言した (3.72 項から 3.75 項参照)。

本ハンドブックでは、IASB の技術的作業計画に関する 3 年ごとの協議 (現在、「3 年ごとのアジェンダ協議」と呼んでいる) を記述している。本ハンドブックは、レビューの焦点は戦略的なものであり、IASB の技術的作業計画に個々のプロジェクトを追加するようには設計されていないことを明確化している。その代わりに、IASB の技術的作業計画の戦略的方向性及びバランスに関する公式の一般からのインプットを求めることに重点が置かれている (4.3 項から 4.5 項)。

本ハンドブックには XBRL への言及を含めているが、デュー・プロセス要求事項は別個の文書である「XBRL 活動に関するデュー・プロセス・ハンドブック」に記載している。DPOC は、これを IASB ハンドブックに組み込むことを目的に、今後 12 か月間にわたり XBRL ハンドブックの見直しを行う予定である。

さらに本質的な変更として、次のようなものがある。

- 調査研究プログラムを記述しており、潜在的な基準レベルのプロジェクトを識別する材料となる開発基礎となることが期待されている。最初の外部デュー・プロセス文書としてのディスカッション・ペーパーの使用は、この調査研究プログラムのフェーズに移され、基準レベルのプロジェクトを IASB の技術的作業計画に加える提案に先行して行われることとなる。現在、ディスカッション・ペーパーは、基準レベルのプロジェクトが技術的作業計画に加えられた後のステップとして要求されている。評議員会は、IASB の議長と副議長に、2012 年末までに戦略を策定するよう要請した。もっと証拠に基づいた基準設定と整合的で財務報告の領域での思考上の指導力を提供するような調査研究能力を開発する方法を評議員会が検討するためである。改訂版のハンドブックに反映されている基準設定の新たな段階は、より広範な調査研究能力を準備する上での最初のステップを反映している (4.9 項から 4.22 項参照)。
- 「概念フレームワーク」の監督を IASB の恒常的活動として記述した新セクションを追加した (4.23 項から 4.26 項参照)。
- 維持管理に関する新セクションを追加した。IASB と解釈指針委員会が範囲の狭い事項を扱う場合に従っていた実務を正式にしたものである。より正式なプロジェクト提案プロセス (諮問会議との事前の協議など) の適用が意図されていたのは、常に、新規の IFRS 又は大規模修正に対してであった旨を明確化した。IASB は、IFRS の一般的な維持管理の一環として、IFRS への範囲の狭い変更に着手する裁量権を有している。この新セクションでは、IASB と解釈指

* (訳注) 原文では 3.49—3.64 となっているが、本文と一致しないため修正した。他に同様の修正が数か所あり。

針委員会の活動がどのように密接に関連しているのかについても説明している。これらの変更は、IASB が適用の首尾一貫性を向上させるための継続的作業により積極的な役割を果たすべきだという評議員会の要望に対応するものである（5.11 項から 5.20 項参照）。

- コメント期間について 2 つの変更を提案している。第 1 は、解釈指針に関する却下通知案の公開期間を 30 日から 60 日に延ばすことである（5.16 項参照）。この変更は、解釈指針委員会が却下通知案について十分なフィードバックを受け取っていないという懸念に対処している。もう一方の変更は、文書の再公開に関するものである。DPOC は、IASB が再公開を予定する文書についてコメント期間の短縮を認めることを提案している。一部の再公開文書は、公開草案の狭い局面に焦点を当てることを意図しており、根本的に異なる文書ではない。最低限である 120 日のコメント期間は、状況によっては必要ない場合もあり、確定版の IFRS の不当な遅延を生じるおそれがある。60 日を最低限のコメント期間とすることを認める（6.26 項参照）。
- 適用後レビューを説明したセクションを拡大し、IASB がそれぞれのレビューをどのように展開することを予想しているのかを詳細に記述している。このセクションには、関連する公開協議の説明も含まれている（6.49 項から 6.60 項参照）。

ハンドブックの書換えでは、実際の実務を反映する更新も行われており、十分に理解されていないと思われるいくつかの事項についての拡張した議論を盛り込んでいる。

- スタッフペーパーの目的を説明している。これには、IASB メンバーとスタッフのそれぞれの責任も含まれている。オブザーバー・ノートへの言及を、すべての IASB のペーパーを傍聴者に公開するという単純な原則に置き換えた。資料の非公開について明確な基準を設け、そうした状況の例を示している（3.6 項から 3.10 項参照）。
- 会議における技術的投票の内容を、それがバロット（書面投票）のプロセスにどのように関連するのかとともに、説明している。書面投票のプロセスも示しており、これには、このプロセスにおけるレビュー・ドラフトの役割や、それを文案作成の品質の向上にどのように利用するのかが含まれている。このセクションは、致命的な欠陥の有無のレビューへの現在の言及に置き換わるものであり、そうしたレビューの範囲を説明している（3.13 項から 3.28 項参照）。
- 他の言語に翻訳でき、XBRL に容易に組み込むことのできる文書を書くことの重要性を強調している（3.28 項参照）。
- 教育セッション及び小グループ・セッションの内容と目的を、担当 IASB メンバーの役割の記述とともに、説明している（3.36 項から 3.39 項）。
- IASB が、コメントレターのプロセスを補完するために、投資家と協議する追加的なステップを行うという要求を追加している（3.45 項から 3.47 項参照）。
- 証券規制当局及び銀行監督当局とのコミュニケーションの重要性を公式に認知し、当該ステップを戦略レビューにおいて強調している（3.53 項から 3.56 項参照）。
- IASB が利用しているさまざまな種類の協議グループ（ワーキング・グループや専門家諮問パネルなど）を説明している。このセクションでは、どの種類の会議を公開で開催しなければな

らないか、どのグループのメンバー構成を DPOC が承認するのも明確化している (3.57 項から 3.63 項参照)。

- 協議グループ (これまで「ワーキング・グループ」と呼ばれていたものを含む) についての年次レビューを導入している (3.63 項参照)。
- IASB が IFRS の開発の裏付けとするためにフィールドワーク (現行のハンドブックでは、「フィールド・テスト」及び「フィールド・ビジット」と呼んでいる) を利用する方法を説明している。フィールドワークには、フィールド・テストやフィールド・ビジットの構成要素が含まれる場合があるが、潜在的な IFRS の実行可能性及びコストを評価するための他の情報収集の方法も含まれる可能性がある (3.67 項から 3.70 項参照)。
- IASB は、多くのテーマについて、フィードバックを求めるために意見募集 (今回は「情報要請」と呼んでいる) を利用してきた。例えば、3 年ごとのアジェンダ協議や、減損についての実務的影響及びアプローチに関するインプットを求めるための目標を絞った要請である。本ハンドブックでは、この種の協議の目的とそうした要請の公表に関するプロセスを説明している (4.18 項から 4.20 項参照)。
- 年次改善の要件の目的を明確化している。数件の互いに関連のない IFRS の修正提案を別々ではなく単一の文書で公開することが適切かどうかを IASB が判断するのに役立つためである (6.10 項から 6.15 項参照)。
- 誤字や他の編集上の誤りの訂正のプロセスを説明している (6.38 項参照)。
- 新セクションで、モニタリング・ボードが財務報告上の事項について評議員会及び IASB 議長に行った照会に IASB が対応する責任を示している (5.6 項から 5.10 項参照)。
- IASB メンバーが解釈指針の批准に反対意見を出せる旨を明示している (7.24 項参照)。

本ハンドブックには、用語集も掲載している。

4 つの新たな付録を掲載している。付録は IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に付属するものであるが、ハンドブックの不可欠の一部を構成するものではなく、IASB とそのスタッフにより随時更新される場合がある。

- (a) 付録 1——「経緯及び承認」では、今回のレビュー及び過去のレビューの両方において、本ハンドブックに加えられた変更の要約を示している。
- (b) 付録 2——「協議グループへの委任事項」では、IASB の協議グループへの委任事項に含めるべき主要な論点の記述を示している。
- (c) 付録 3——「解釈指針の要望」では、解釈指針委員会への要望の提出の書式を示している。
- (d) 付録 4——「デュー・プロセス手続書」では、デュー・プロセスのステップの網羅的な表と、IASB がこれらのステップに向けてそれらを達成するために行ってきたことを示している。IASB は、現在、新たなプロジェクト・ページの書式を作成しており、そこでこの情報をプロ

プロジェクトの存続期間を通じて掲載することとなる。

本文書には多くの追加的な編集上及び構成上の変更が加えられている。しかし、これらの変更の主目的は、本文書をより首尾一貫した読みやすいものとすることである。

コメント募集

DPOC は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」のあらゆる点についてコメントを募集している。次の示した質問への回答を特に歓迎する。

質問 1

評議員会は、「監督」と DPOC の責任を扱う導入セクションを含めている (2.1 項から 2.15 項参照)。

これを含めたこと及びこのセクションの内容を支持するか。支持する理由又はしない理由は何か。

質問 2

DPOC は、表形式のデュー・プロセス手続書を作成し、IASB が行うべき又は行い得るステップを、デュー・プロセス義務を満たす上で行わなければならないステップを立証するための報告上の測定規準とともに、示している (付録 4 参照)。

こうした表を公開のウェブサイト上で各プロジェクトについて維持するという考え方に同意するか。

質問 3

調査研究プログラムを記述しており、潜在的な基準レベルのプロジェクトを識別する材料となる開発基礎となることを期待している (4.9 項から 4.22 項参照)。さらに、維持管理に関する新セクションを追加し、IASB と解釈指針委員会が、範囲の狭い事項を扱う際に従っていた実務を正式のものにしている。より正式なプロジェクト提案プロセス (諮問会議との事前の協議など) の適用が意図されていたのは、常に、新規の IFRS 又は大規模修正に対してであった旨を明確化している。IASB は、IFRS の一般的な維持管理の一環として、IFRS への範囲の狭い変更に着手する裁量権を有している。この新セクションでは、IASB と解釈指針委員会の活動がどのように密接に関連しているのかについても説明している (5.11 項から 5.20 項参照)。

範囲の狭いプロジェクト (維持管理という見出しの下に出ている) と包括的なプロジェクト (IFRS の開発という見出しの下に出ている) との区別に同意するか。同意する理由又はしない理由は何か。

潜在的な基準レベルのプロジェクトを識別する開発基礎となる可能性の高い別個の調査研究プログラムの導入に同意するか。同意する理由又はしない理由は何か。

質問 4

コメント期間について 2 つの変更を提案している。第 1 は、解釈指針についての却下通知の草案の公開期間を 30 日から 60 日に延ばすことである (5.16 項参照)。もう一方の変更は、文書の再公開に関するものである。DPOC は、IASB が再公開を予定する文書について、再公開の焦点が狭い範囲である場合には、最低限のコメント期間を 60 日に短縮することを認めることを提案している

(6.26 項参照)。

却下通知と再公開草案についてのコメント期間の長さの変更に同意するか。同意する理由又はしない理由は何か。

質問 5

本ハンドブック案の中で何かコメントしたい事項（本ハンドブックの対象とすべきだと考える事項で対象となっているものを含む）はあるか。

IFRS 財団

デュー・プロセス・ハンドブック

本ハンドブックは、国際会計基準審議会及び IFRS 解釈指針委員会に適用されるデュー・プロセスの原則を示している。

IFRS 財団の評議員会には、デュー・プロセス監督委員会 (DPOC) が設けられており、デュー・プロセスの遵守状況の監視の責任を負っている。

本ハンドブックは、DPOC が従う手続書も示している。

2012 年 5 月

目次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」 | |
| 1 はじめに | 14 |
| 2 監督 | 15 |
| 使命 | 15 |
| 責任の領域 | 15 |
| プロセス | 15 |
| コミュニケーション | 16 |
| 3 原則 | 17 |
| 透明性 | 17 |
| 公開の会議、投票及び書面投票 | 17 |
| 会議 | 17 |
| ペーパー及び傍聴者のアクセス | 17 |
| 会議での投票及び書面投票 | 18 |
| 書面投票 | 19 |
| レビュー・ドラフト | 20 |
| IFRS 財団ウェブサイトに関する情報 | 21 |
| 教育セッション、小グループ会議及び担当 IASB メンバー | 21 |
| 教育セッション | 21 |
| 非公開の小グループ会議 | 21 |
| 担当 IASB メンバー | 22 |
| 十分かつ公正な協議 | 22 |
| 最低限の安全措置 | 22 |
| 「準拠するか又は説明せよ」のステップ | 22 |
| 投資者及び財務報告書の他の利用者 | 23 |
| 各国及び各地域別のネットワーク | 23 |
| IFRS 諮問会議 | 24 |
| 証券及びその他の規制当局 | 24 |
| 協議グループ | 24 |
| コメントレター | 25 |
| フィールドワーク | 26 |
| 公聴会 | 26 |
| 説明責任 | 26 |
| 影響分析 | 27 |
| 結論の根拠及び反対意見 | 27 |
| 4 技術的作業計画 | 28 |
| IASB の技術的作業計画に関する3年ごとの協議 | 28 |
| 目的 | 29 |
| IFRS の首尾一貫した適用 | 29 |
| 調査研究プログラム | 29 |
| 調査研究ペーパー、ディスカッション・ペーパー及び情報要請 | 30 |
| 調査研究ペーパー、ディスカッション・ペーパー及び情報要請の公表 | 31 |

| | |
|---|-----------|
| 概念フレームワーク | 31 |
| 5 基準レベルのプロジェクト | 31 |
| 新規 IFRS 又は大規模修正の規準 | 31 |
| モニタリング・ボードから照会された論点 | 32 |
| 導入及び維持管理 | 33 |
| 事項の識別 | 33 |
| 6 新規及び修正 IFRS | 34 |
| 公開草案 | 34 |
| 公開草案の作成 | 34 |
| 年次改善の公開 | 35 |
| 公表 | 36 |
| 受け取ったコメント及び協議の考慮 | 36 |
| 審議の完了 | 36 |
| 再公開の要件 | 37 |
| IFRS の確定 | 37 |
| 発効日及び経過措置 | 38 |
| 公表 | 38 |
| 実務ガイダンス | 39 |
| 適用後の手続及び維持管理 | 39 |
| 教育イニシアティブ | 39 |
| 翻訳 | 40 |
| XBRL | 40 |
| 適用後レビュー | 40 |
| 当初評価及び公開協議 | 41 |
| 証拠の検討及び発見事項の提示 | 41 |
| 7 解釈指針 | 42 |
| 解釈指針案 | 42 |
| 解釈指針案の作成 | 43 |
| 公表 | 43 |
| 寄せられたコメントの検討 | 43 |
| 解釈指針の確定 | 44 |
| 発効日及び経過措置 | 44 |
| IASB の同意及び批准 | 44 |
| 公表 | 45 |
| 8 認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書 | 45 |
| 用語集 | 47 |
| 付録 1—経緯及び承認 | 50 |
| 付録 2—協議グループへの委任事項 | 54 |
| 付録 3—解釈指針の要望 | 55 |
| 付録 4—デュー・プロセス手続書 | 57 |

1 はじめに

- 1.1 国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 財団の基準設定機関である。当該組織の最重要の目的は、公益に資するよう、高品質の理解可能で強制可能な国際的な会計基準の単一のセットを開発することである。IFRS 解釈指針委員会 (解釈指針委員会) は、国際財務報告基準の枠内での財務報告上の問題の適時な識別、議論及び解決を通じて、IASB が財務報告を改善するのを支援する。
- 1.2 「IFRS 財団定款」により、IASB は、審議事項の策定及び遂行、並びに業務執行の編成に関する完全な決定権を有する。評議員会と IASB は、国際財務報告基準 (IFRS) の開発のすべての段階を通じて関心を有する関係者から幅広い意見を得ることを確保するために、協議手続を定めている。IASB は、さまざまな会計上の代替案や、影響を受ける関係者に提案が与える可能性のある影響について、より適切な理解を得るために、これらの手続を利用する。
- 1.3 本ハンドブックは、IASB と解釈指針委員会のデュー・プロセス要求事項を記述している。これらの要求事項は、「IFRS 財団定款」及び IASB が公表した「国際財務報告基準に関する趣意書」に示されているデュー・プロセスを反映している。
- 1.4 デュー・プロセス要求事項は、透明性、十分に公正な協議 (IFRS の影響を受ける人々の視点を国際的に考慮) 及び説明責任という原則に基づいている。包括的で効果的なデュー・プロセスは、投資者及び財務報告書の他の利用者に役立つ高品質の IFRS の開発に不可欠である。
- 1.5 IASB と解釈指針委員会は、IASB と解釈指針委員会は、本ハンドブックに記述された以上のステップ及び手続を実施することも多い。協議及び運営の方法を絶えず改善しようと努力しているからである。随時、IASB とデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) は、こうした新規の追加的なステップをデュー・プロセスに組み込むべきかどうかを決定するため、IASB と解釈指針委員会の運営方法をレビューする。同様に、こうしたレビューは、IFRS 及び解釈指針の効率的かつ効果的な開発を促進せず、むしろ妨げているデュー・プロセスのステップを削除したり修正したりする可能性もある。
- 1.6 IASB と解釈指針委員会の正式のデュー・プロセスは、次の役割を果たす。
- (a) その活動が十分かつ効果的な協議プロセスを活用していることを確保するために行わなければならない最低限のステップを明示する。
 - (b) 考慮しなければならない必須でないステップ又は手続を識別する。このアプローチは、従来は「遵守するか又は説明せよ」のアプローチと呼ばれており、プロセスにおける必須でないステップは依然として推奨され、それらに従わない場合には説明が必要となることを意味している。
 - (c) IFRS 及び関連する文書の品質の向上に役立つその他の (任意の) ステップを識別する。

2 監督

使 命

- 2.1 IFRS 財団の評議員会は、IASB 及び解釈指針委員会の運営を監督する。
- 2.2 IFRS 財団の評議員会には、デュー・プロセス監督委員会 (DPOC) が設けられ、IASB 及び解釈指針委員会のデュー・プロセス手続をレビューする責任を有する。
- 2.3 DPOC は、IFRS 財団の評議員会への説明責任を有し、IASB と解釈指針委員会が最善の実務を反映したデュー・プロセス手続に従うことを確保することに責任を負う。DPOC が必要と認めた場合には、適時に改善を行う。
- 2.4 DPOC は、IASB と解釈指針委員会に対する継続的な監督を、IFRS の開発段階全体（アジェンダ設定及び適用後レビューを含む）を通じて提供する。
- 2.5 DPOC は、継続的な定期的活動で行う定義された透明性のあるステップを通じて、また、基準設定プロセスに関して利害関係者から提起された問題点への対応により、監督を遂行する。
- 2.6 DPOC の活動は、デュー・プロセスに関する事項に限定される。DPOC は、技術的な財務報告上の事項のレビューや検討を行わない。これらは IASB だけの責任事項である。
- 2.7 DPOC は、適時に、かつ、IASB の効率的な活動を阻害するのではなく促進するような方法で、運営しなければならない。

責任の領域

- 2.8 DPOC は、次のことについて責任を負う。
 - (a) IASB とそのスタッフとともに、IASB の基準設定活動（解釈指針委員会の作業を含む）のデュー・プロセス活動を定期的にレビューする。
 - (b) IFRS、解釈指針及び XBRL タクソノミ（別個のデュー・プロセス・ハンドブックが XBRL 活動について存在している）の開発及びレビューに関連する「デュー・プロセス・ハンドブック」のレビューと更新の提案を行い、IASB の手続が最善の実務となることを確保するようにする。
 - (c) IASB の協議グループの人員構成を視点の適切なバランスを確保するように承認するとともに、それらのグループの有効性を監視する。
 - (d) デュー・プロセス事項に関する第三者からの意見に、評議員会活動ディレクターと IFRS 財団スタッフと協力して、対応する。
 - (e) デュー・プロセスに不可欠な委員会の人員構成の変更に関して、適宜、提言を行う。

プロセス

- 2.9 DPOC は、IFRS 又は解釈指針の開発全体を通じて活動する。これは、IASB、スタッフ及び評議員会活動ディレクターとの頻繁な対話を通じて達成される。
- 2.10 各技術的プロジェクトについて、IASB は DPOC に対し、デュー・プロセス要求事項にどのように準拠したのかに関して適時に報告しなければならない。その報告は、次のようなものとすべきである。
- (a) デュー・プロセスに関して提起された論点の要約、利害関係者の参加の程度、論議を呼ぶ可能性の高い IFRS 案の領域を記載する。
 - (b) 実施したプロセスの証拠を示す。
 - (c) IASB が、特定のプロジェクトについて、必須ではない「遵守するか又は説明せよ」のステップを採用しない（例えば、協議グループを設置しない、通常よりも短いコメント期間を提案する、提案の再公開が必要ないと判断する）決定をした理由を説明する。
- こうした報告はすべて DPOC に連絡し、DPOC がそれをレビューして適時に対応するための十分な時間を提供しなければならない。
- 2.11 これらの IASB から DPOC への報告書は、DPOC のウェブサイトに掲載する。
- 2.12 DPOC は、IASB が設定されたデュー・プロセスへの準拠について示した証拠をレビューし評価する。
- 2.13 DPOC は、利害関係者との接触を通じて、適切な場合は、IASB のデュー・プロセスに関して提起された論点に対応し、そうした論点が満足のいく形で扱われるようにする。
- 2.14 DPOC は、その活動に際して IFRS 財団スタッフの支援を受けるが、現在のところ IASB が提供する情報を監査する意図はない。IASB 及び DPOC が透明性のある方法で運営されていることや、評議員会活動ディレクターの役割により、監査は不必要となっているからである。

コミュニケーション

- 2.15 DPOC は、透明性のある形で、また、利害関係者から提起された論点を適切に考慮して、運営しなければならない。DPOC は次のことを要求される。
- (a) 評議員会に対し、評議員会の定例会議の際に及び必要に応じて随時、活動に関する最新状況を報告する。
 - (b) モニタリング・ボードに対し、定例の合同会議の際に及び必要に応じて随時、活動に関する最新状況を報告する。
 - (c) IFRS 財団ウェブサイトの DPOC セクションで、結論、議論及び資料の要約を提供する。こうした要約は、DPOC 会議の終了後速やかに提供すべきである。
 - (d) 評議員会に対し、活動に関する年次報告書を作成する。

- (e) 運営手続書が、本文書や DPOC の綱領及び他のガバナンス文書とともに、すべての利害関係者の便益のため、IFRS 財団ウェブサイトを利用して利用可能となるようにする。

3 原則

- 3.1 デュー・プロセス要求事項は、透明性、十分に公正な協議（IFRS の影響を受ける人々の視点を国際的に考慮）及び説明責任という原則に基づいている。

透明性

公開の会議、投票及び書面投票

会議

- 3.2 IASB 及び解釈指針委員会は、通常は一般公開する。公衆は傍聴者として会議に出席できる。会議は録音され、可能な場合には、ウェブキャストを通じて生放送する。会議の録音は IFRS 財団ウェブサイト上に保存する。IASB 及び解釈指針委員会は、管理上その他の技術的でない事項を議論するために非公開で会合する場合がある。技術的事項と技術的でない事項との境界線を明確にすることが困難な場合があることを認識しつつ、IASB 及び解釈指針委員会は、技術的事項の十分な開かれた検討を公開の会議の間に行う必要があるという原則を損なわないよう最善の努力をしなければならない。
- 3.3 各会議において達した決定の要約は、IASB Update と呼ばれる会議要約で公表され、解釈指針委員会の決定は、IFRIC Update と呼ばれる会議要約で公表される。これらの要約は、IFRS 財団ウェブサイト上で公開する。
- 3.4 IASB 及び解釈指針委員会の定例会議は、実務上可能な限り先まで計画し、スタッフ、IASB 及び解釈指針委員会のメンバー並びに関心のある関係者が、それらの会議の準備をするのに役立つ。
- 3.5 会議日程は IFRS 財団ウェブサイト上で公表する。時には、IASB は会議を短期間の通知で開催することが必要となる。IASB 議長はこうした会議をいつでも招集できる。IASB は、次回の会議を通常は IFRS 財団ウェブサイトを通じて発表するよう最善の努力を払う。

ペーパー及び傍聴者のアクセス

- 3.6 IASB 及び解釈指針委員会の会議の前に、スタッフは、提案を根拠となる分析とともに付したスタッフペーパーを作成する責任がある。IASB 又は解釈指針委員会が公開の会議で検討するためのものである。
- 3.7 スタッフペーパーの目的は、IASB 又は解釈指針委員会のメンバーが、技術的事項について十分な情報に基づく決定を行えるようにするのに足る情報を提供することである。ペーパーを作成する際に、スタッフは調査研究を実施することが期待され、これには IASB メンバーの助言を求めることも含まれる。しかし、提案は、最終的にはスタッフが得た情報を検討した後のスタッフの見解を反映する。

- 3.8 スタッフペーパーは、通常は、議論が予定されている日の 10 日から 14 日前に配布し、IASB 及び解釈指針委員会のメンバーが提案を検討し評価するのに十分な時間を確保する。
- 3.9 場合によっては、スタッフペーパーをもっと会議日に近い時期（時には会議当日）に配布することが必要となることもある。IASB 又は解釈指針委員会のメンバーは、例えば、会議中に追加の分析を依頼することができる。それをスタッフが当該会議の後の方のセッションで作成し配布する。スタッフ提案について決定を行うのに十分な情報と十分な時間があるかどうかを評価するのは、IASB 及び解釈指針委員会のメンバーの責任である。
- 3.10 IASB 又は解釈指針委員会のメンバーが公開の会議で議論したすべての資料（スタッフが作成したペーパーを含む）は、通常は、IFRS 財団ウェブサイトを通じて傍聴者に公開される。スタッフは、ペーパー又はペーパーの一部について傍聴者への公開を制限する裁量権がある。それは、その資料を公開すると個別の関係者に害がある場合（例えば、当該情報を発表することが証券開示の法律の違反となる可能性がある場合）である。DPOC は、こうした状況での資料の公開の制限は稀であり、大部分のペーパーは公開されると予想している。
- 3.11 スタッフは、IASB 及び DPOC に対して、少なくとも年一回、IASB 又は解釈指針委員会が議論した資料が、どの程度、傍聴者に公開されなかったのか、及びその主な理由を報告することが求められる。
- 3.12 スタッフペーパーは重要ではあるが、スタッフは、IASB 又は解釈指針委員会の会議において、次のようなものを参考に、ペーパーを口頭で補足する場合がある。スタッフの調査研究や、諮問会議、協議グループ及び他の関心のある関係者との協議、あるいは公聴会、フィールドワーク、教育セッション、コメントレターから得たコメントや情報などである。

会議での投票及び書面投票

- 3.13 IASB メンバーは、会議に直接出席することが期待される。しかし、会議を電話会議、ビデオ会議又は他の類似の通信手段を使用して開催することもできる。IASB 会議には定数はないが、すべての重要な IASB の決定には最低限の投票要件がある。
- 3.14 技術的文書（ディスカッション・ペーパー、公開草案、IFRS など）の開発段階では、IASB 会議の間に行われる投票は暫定的なものである。これは、これらの文書の公式の承認は書面投票のプロセスで行われるからである。こうした公開の会議での暫定的な投票は、一般的に、プロジェクト全体ではなく、特定の技術的論点に関するものである。IASB メンバーは、特定の論点に反対票を投じることができるが、それでもなおプロジェクトの提案が全体として財務報告を改善することになると考えることもあり得る。特定の技術的論点に関する投票は、IASB からスタッフに、関連するデュー・プロセス文書を作成するための方向性を与える。
- 3.15 技術的な代替案に賛成する単純多数決は、一般的には、プロジェクトを進める上でスタッフを導くのに十分である。しかし、スタッフは、暫定的決定に反対する IASB メンバーが全体としての提案に反対する可能性があるかどうかを判断することが必要となる。

- 3.16 IASB の特別多数決は、IASB メンバーが 15 名以下の場合には、文書の公表を支持する 9 名のメンバーの書面投票、IASB メンバーが 16 名の場合には 10 名のメンバーの支持を要する。棄権は提案への反対と同等とする。その他の決定事項（協議グループを設置しないことなど）は、IASB メンバーの少なくとも 60% が出席した公開の会議での単純多数決を必要とする。
- 3.17 他の文書（情報要請など）は、公式の書面投票プロセスを通さず、公開の会議での投票で公表を承認することができる。
- 3.18 IASB の公表文書の投票要件は、次のとおりである。

| 公表文書 | |
|--------------------------|---|
| 情報要請 調査研究ペーパー | IASB メンバーの少なくとも 60% が出席した公開の 会議での単純多数決 |
| ディスカッション・ペーパー | 単純多数決（書面投票による） |
| 公開草案 | 特別多数決（書面投票による） |
| IFRS | |
| IFRS for SMEs の提案 | |
| IFRS for SMEs | |
| 実務ガイダンス | 特別多数決（書面投票による） |
| 概念フレームワーク | 特別多数決（書面投票による） |
| 解釈指針案 | 公開の会議で、解釈指針委員会のメンバーの反対が 4 名以下 |
| 解釈指針 | 公開の会議で、解釈指針委員会のメンバーの反対が 4 名以下 IASB の批准には公開の会議での特別多数決が必要 |

- 3.19 解釈指針委員会も、公開で会議を行い、IASB 会議に関する IASB の全般的な方針と同様の手続に従う。解釈指針委員会の定足数を満たすには、10 名の議決権を有するメンバーが直接又は通信手段を通じて出席していなければならない。議決権を有するメンバーはそれぞれ 1 票を有する。各メンバーは、自らの独立した見解に従って投票するのであり、自らが関係する企業、組織又は関係者の代表として投票するのではない。解釈指針委員会のメンバーの委任投票は認められない。
- 3.20 IASB 及び解釈指針委員会の議長は、専門的なインプットが必要とされる場合に、他の者にアドバイザーとして出席を依頼することができる。解釈指針委員会のメンバー、又は指名されたオブザーバーも、議長の事前の同意により、議論されているトピックについての専門的知識を有するアドバイザーを会議に招聘することができる。このような招待されたアドバイザーは発言の権利を有する。

書面投票

- 3.21 書面投票は、IASB メンバーが文書の公表に同意する（又は解釈指針委員会のメンバーが、

批准を求めるために解釈指針を IASB に送付する前に、その確定に同意する) 正式のプロセスである。書面投票は会議の外で行われる。

- 3.22 IASB 及び解釈指針委員会は、公開の会議で、認識、測定及び開示の事項に関する技術的決定を行う。最終の公表物がそれらの決定を反映することを確保するのはスタッフの責任である。
- 3.23 文書の書面投票を行う際に、IASB 又は解釈指針委員会のメンバーは、文書をレビューして草案作成が彼らの技術的決定と整合していることを確認する。反対意見があれば、書面投票前草案 (pre-ballot draft) 及び書面投票用草案 (ballot draft) に織り込んで、他の IASB メンバーが書面投票の前に検討できるようにする。
- 3.24 正式な書面投票の手続が始まる前に、スタッフは通常、1つ又は複数の書面投票前草案を作成し、これに対して IASB 又は解釈指針委員会のメンバーが文案作成についてのコメントを提供する。
- 3.25 場合によっては、文案作成のプロセスで技術的事項に関する不確定な点が明らかになることがある。達していた結論が最初に考えたほど明確ではなかったことによるものである。また、文案作成のプロセスで、IFRS の各セクション又は他の事項のうち IASB 又は解釈指針委員会の会議で議論されていなかったもの間の不整合が明らかとなる場合もある。こうした技術的事項の解決は、通常、スタッフがスタッフペーパーを作成し、IASB 又は解釈指針委員会の公開の会議に、整理論点 (sweep issue) として提出することにより行う。整理論点を IASB 又は解釈指針委員会に提出することは、書面投票手続を再度開始する原因とはならない。
- 3.26 書面投票手続の一環として、テクニカル・スタッフは、IFRS 財団の翻訳担当スタッフ及び XBRL 担当スタッフと連絡を取り、提案される文書の文言が容易に他の言語及び整合的な IFRS 用 XBRL タクソノミに翻訳されることの必要性を考慮に入れるべきである。すべての文書は、広範な編集レビューの対象ともなる。
- 3.27 スタッフが、文書について正式の投票の準備ができたと評価すると、投票用草案を配布する。この文書に対して、IASB 又は解釈指針委員会が投票を行う。IASB は、投票をどのように実施すべきかを決定できるが、紙又は電子媒体を使用することができる。
- 3.28 書面投票の後であっても、IASB のメンバー又はスタッフが、文書の明瞭性を向上させるために文案の変更を行うことは珍しくない。こうした変更は、技術的決定が影響を受けない限り認められる。こうした変更の件数に応じて、スタッフは、書面投票後に IASB に報告するか、又は最終的な変更を示す投票後草案を IASB に配布する。

レビュー・ドラフト

- 3.29 IASB は通常、文案作成について IASB の外部の人々からのインプットを求める。便宜上、IASB の外部の関係者に利用可能とするデュー・プロセス文書の草案をレビュー・ドラフトと呼ぶ。レビュー・ドラフトは、選択されたレビュー者のグループ (協議グループのメ

ンバー、解釈指針委員会、他の基準設定主体、当該プロジェクトにフィードバックを提供した関係者など)に配布する場合がある。また、IFRS 財団ウェブサイトで公表する場合もある。

- 3.30 レビュー者は、文案が明確であり、かつ IASB が行った技術的決定を反映しているかどうかに関するフィードバックを求められる。レビュー・ドラフトにはコメント募集は掲載しない。こうしたレビューの目的は、技術的決定について質問することではないからである。レビュー者は組織の見解ではなく個人的見解を伝えるものであるため、彼らのコメントは通常は公開しない。
- 3.31 IASB は、新規の IFRS 又は大規模修正を確定する前に外部のレビュー者を使用するのが通常である。外部レビューの内容（誰にレビューを依頼するのか、草案の一般公開も行うのかなど）は、IASB の裁量による。スタッフは、最初の書面投票前草案を IASB メンバーに配布する前にレビュー・ドラフトを作成すべきか、あるいは書面投票用草案のいずれかをこの目的に使用すべきかを決定する。
- 3.32 外部のレビュー者を利用することは必須のステップではないが、IASB がこれを利用する場合には、DPOC への報告の中で、外部のレビュー者をどの程度利用したのかを記載しなければならない。

IFRS 財団ウェブサイトにおける情報

- 3.33 IASB 及び解釈指針委員会の作業計画は、通常、IFRS 財団ウェブサイトで維持管理される。作業計画は、定期的に更新して、最近の IASB の決定に基づくプロジェクトの日程の最善の見積りを反映するようにすべきである。
- 3.34 各プロジェクトには、通常は独自のプロジェクト・ページを設け、当該プロジェクトを見守っている人々がその進捗状況の情報を常に入手できるようにする。
- 3.35 IASB のデュー・プロセスに関連する公表物及び情報は、IFRS 財団ウェブサイトですべて自由に利用可能とする。こうした情報には、過去のウェブキャスト、コメントレター、会議日程などが含まれるが、これらに限らない。

教育セッション、小グループ会議及び担当 IASB メンバー

- 3.36 公開の意思決定会議に加えて、IASB は教育セッション及び小グループ会議を開催する場合がある。

教育セッション

- 3.37 教育セッションは、時々、IASB 会議の前に開催される。IASB メンバーに、ペーパーの要点を明確にし、アプローチの詳細又はスタッフとの意見不一致を議論する機会を意思決定会議に先だって提供するためである。教育セッションは一般公開され、通常の IASB 会議と同じ透明性の原則に従う。

非公開の小グループ会議

- 3.38 IASB メンバーは、場合によってはスタッフの要請により、技術的論点を非公開で議論するための会議を行うことができる。小グループ会議は、技術的論点の十分かつ開かれた検討を公開の会議の間に行わなければならないという原則を損なってはならない。

担当 IASB メンバー

- 3.39 すべての IASB 及び解釈指針委員会のメンバーは、IFRS 及び解釈指針の開発及び公表の際に行う決定に責任を負う。主要プロジェクトについて、IASB の議長は、通常、特定の IASB メンバーをプロジェクトの担当とする。担当 IASB メンバーは、スタッフペーパーの原案に示された分析の適切性及び明瞭性についてスタッフに助言を与え、IASB が技術的決定を行うのに必要な十分な情報が提示されるようにする。しかし、スタッフペーパーで行われる提案は、必ずしも担当 IASB メンバーの見解を反映するものではなく、ボードペーパー及びそれに記載する提案についてはスタッフが最終的な責任を有する。

十分かつ公正な協議

- 3.40 IASB は、関心があり影響を受ける関係者との広範な協議により IFRS の品質が高まるといふ原則に基づいて運営する。この協議は、さまざまな手段を通じて実施され、これには、コメント募集、個別の会議又はフィールドワークなどが含まれるが、それには限らない。いくつかの協議プロセスは必須である。他の手続は必須ではないが、IASB が考慮しなければならず、そのプロセスが必要ないと判断した場合には、IASB は DPOC に対し、当該ステップを行わない理由を説明しなければならない。

最低限の安全措置

- 3.41 IASB が IFRS 又は解釈指針を公表できるようになるまでに、IASB 及び解釈指針委員会が従わなければならないいくつかのステップがある。これらのステップは、基準設定プロセスの誠実性を保護するための最低限の安全措置として設計されている。
- 3.42 次のデュー・プロセスのステップは必須である。
- (a) 提案を 1 つ又は複数の公開の会議で議論すること
 - (b) 一般のコメントを求めるために、新規の IFRS の提案、IFRS の修正案、又は IFRS の解釈指針案の草案を公開すること（最低限のコメント期間がある）
 - (c) 提案に対して受け取ったコメントレターを適時に検討すること
 - (d) 諮問会議に対して、技術的プログラム、主要プロジェクト、プロジェクト提案及び作業の優先順位について報告すること
 - (e) 提案を再度公開すべきかどうかを検討すること
 - (f) 解釈指針の IASB による批准

「遵守するか又は説明せよ」のステップ

- 3.43 他のステップは定款に示されており、必須ではない。次のことが含まれる。
- (a) 公開草案を開発する前に討議文書（例えば、ディスカッション・ペーパー）を公表すること
 - (b) 協議グループ又は他の種類の専門家諮問グループを設置すること
 - (c) 公聴会を開催すること
 - (d) フィールドワークを実施すること
- 3.44 IASB がそれらの必須でないステップを実施しないと決定する場合には、DPOC にその決定と理由を通知しなければならない。それらの説明は、該当する公開草案又は IFRS とともに公表する決定事項の要約及び結論の根拠にも記載する。

投資者及び財務報告書の他の利用者

- 3.45 IASB は、投資者及び財務報告書の他の利用者が、十分な情報に基づいた資源配分及びその他の経済的意思決定を行うのに役立つ財務報告基準を開発する責任がある。
- 3.46 投資者及びアナリストのような投資仲介者は、コメントレターの提出者として代表を出す度合いが過小となる傾向があり、したがって IASB は新規の IFRS 又は IFRS の大規模な修正に関する提案について投資者と協議する追加的なステップを踏まなければならない。こうした追加的なステップには、アンケート調査、個別の会議、ウェブキャスト、代表者グループ（資本市場諮問委員会(CMAC)など）との会合などが含まれる場合がある。この焦点を絞った投資者との協議からのフィードバックは、スタッフペーパーに要約され、コメントレターとともに検討され評価される。
- 3.47 プロジェクトが進行するに従い、IASB は、投資者及び投資仲介者とのように協議を行ったのかを、スタッフペーパー、IFRS 財団ウェブサイト上のプロジェクト・ページ及び DPOC への報告書の中で報告する。IASB は、投資者から十分な情報を収集して、提案する新たな要求事項に関して十分な情報に基づく決定を下せるようにする。

各国及び各地域のネットワーク

- 3.48 IASB は、技術的活動において、各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体のネットワークからのインプットを求める。各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体は、それらの使命の枠内の機能を果たすことに加えて、調査研究の実施、IASB の優先順位に関するガイダンスの提供、自らの法域内からの利害関係者の IASB のデュー・プロセスへのインプットの促進、発生しつつある論点の識別などを行う場合がある。
- 3.49 IASB は、基準設定主体の国際的及び地域的なグループや他の団体と情報を共有し協議を行う。そうした団体として、基準設定主体国際フォーラム (IFASS)、アジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG)、ラテンアメリカ基準設定主体グループ (GLASS)、全アフリカ会計士連盟 (PAFA)、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) や、各法域 (各

国)の基準設定主体がある。IASBメンバーは、こうした各地域及び各国の団体の代表者と会合し、それらとの会議に参加する。IASBのデュー・プロセスと他の会計基準設定主体のデュー・プロセスとの緊密な協調は、IASBの成功にとって重要である。

- 3.50 協議活動は、会計基準設定主体との相互関係を越える範囲にも及ぶ。IASBは、プロジェクトを通じて広範囲の関心のある関係者と相互関係を持つ。これにはフィールドワークによる実務的なビジネス分析が含まれる場合がある。IASBメンバー及びIFRS財団のスタッフも、定期的に教育セッションを開催し、関心のある関係者の会議に出席し、関心のある機関に意見発信を要請し、当組織の主要な出来事をIFRS財団ウェブサイトで発表する。
- 3.51 協議は、デュー・プロセスのサイクル全体にわたり、IASBと基準設定に関心のある関係者との協力とコミュニケーションを促進する目的で行われる。

IFRS 諮問会議

- 3.52 IFRS 諮問会議 (諮問会議) は、広範な戦略的助言を提供する。IASBの技術的アジェンダ、プロジェクトの優先順位、IFRSの適用及び導入に関連するプロジェクト論点、特定の提案の生じ得る便益及びコストについてである。諮問会議は、IASBのための助言役としても機能し、通常の協議プロセスを補完する意見の収集にも利用される場合がある。IASBが新規のIFRS又はIFRSの大規模な修正に関するプロジェクトを基準設定プログラムに追加することを検討している場合には、これらに関する提案を諮問会議に提示する。IASBは、調査研究及び基準設定の作業計画に関する最新状況も諮問会議に提示する。

証券及びその他の規制当局

- 3.53 IASBは、強制可能な国際的な財務報告基準を開発する責任がある。
- 3.54 これを達成するためには、IASBが証券規制当局との対話を維持することが重要である。こうした対話は、通常、そうした規制当局との定期的な会合の設定により行われる。さらに、解釈指針委員会は、証券規制機関のメンバーを解釈指針委員会の会議に正式のオブザーバーとして招聘する権利を有する。
- 3.55 IFRSに従って作成された財務情報は、金融監督当局や税務当局など他の規制当局に利用される。IASBは、財務諸表の透明性と誠実性を向上させるためにIFRSを開発する。すべての財務諸表利用者の財務諸表の透明性と誠実性に対する信認が、資本市場の有効な機能、効率的な資本配分、国際的な金融の安定、健全な経済成長にとって極めて重要である。
- 3.56 IASBは、金融監督当局が機能の一部について財務報告書に依拠していることを認識している。金融規制当局を支援するため、IASBはこうした機関との拡大した対話を、特に金融安定理事会及び国際決済銀行を通じて維持する。

協議グループ

- 3.57 IASBは通常、主要プロジェクトのそれぞれについて、専門家諮問グループなどの協議グループを設置する。協議グループは、追加的な実務上の経験及び専門知識に対するアクセ

スを IASB に提供する。

- 3.58 あるプロジェクトが IASB の基準設定プログラムに追加された時点で、当該プロジェクトについて協議グループを設置すべきかどうかを検討しなければならない。こうしたグループの設置は必須ではないが、IASB が設置しないと決定する場合には、その理由をプロジェクト・ページで説明し、DPOC に通知しなければならない。
- 3.59 協議グループの人員構成は、グループを設置しようとしている目的を反映すべきであり、地域的及び職業的に多様で広範囲の人員構成に依拠することを確保する必要性を念頭に置く。IASB は通常、指名及び立候補をウェブサイトを通じて募集するが、各関係者に直接アプローチすることもできる。DPOC は、各グループの人員構成案をレビューし、視点の満足のいくバランスができていようにする。IASB は、セクター別の代表者グループを設置する場合もある。その人員構成は、投資者や作成者などの特定のセクターを反映し、個別のプロジェクトではなく広範囲のトピックについての助言を提供するために定期的に会合する。こうしたグループとして、資本市場諮問委員会 (CMAC)、国際作成者フォーラム (GPF)、新興経済圏グループ (EEG) がある。DPOC がこうしたグループの人員構成を承認する必要はない。しかし、グループの目的並びにグループのメンバーの氏名及び所属を公開しなければならない。
- 3.60 それぞれの協議グループには委任事項を定めるべきである。これは、グループの目的、IASB がメンバーに期待すること、及び当該グループに対する IASB の責任を示すものである。IASB は、1 つのプロジェクトについて複数の協議グループを設けることができる (例えば、IFRS 案又は適用後レビュー (PIR) の特定の側面について助言を与えるため)。
- 3.61 作業が開始すると、グループは、スタッフがグループとの協議がプロジェクトに役立つと考えた時に協議を受けるべきである。スタッフは、グループのメンバーに、プロジェクトの進捗状況に関する定期的な最新情報を提供すべきである。
- 3.62 IASB の協議グループの会議は、通常、一般に公開し、IASB のメンバー又はスタッフが議長を務める。協議グループが議論するペーパーは、すべて一般公開する。一般公衆は会議を傍聴することができる。会議は録音し、可能な場合には、ウェブキャストを通じて生放送する。IASB が協議グループの特定の会議を非公開にすべきだと判断した場合には、通常、そうした会議のそれぞれの要約を、関連するプロジェクト・ページに掲載する。
- 3.63 すべての協議グループについて、スタッフが毎年レビューして次のことを評価する。各グループがその設立の目的であった機能を引き続き果たしているかどうか、及び、その場合に、人員構成を依然として同じにすべきかどうかである。このレビューの結果は、IASB 及び DPOC に提示される。

コメントレーター

- 3.64 コメントレーターは、IASB と解釈指針委員会の双方の審議プロセスにおいて主要な役割を果たす。正式の協議に対する考慮された一般からの回答を提供するものだからである。

- 3.65 IASB に寄せられたすべてのコメントレーターは IFRS 財団ウェブサイトで公開する。あるコメントレーターの一部について、公表すると提出した関係者に害が及ぶ場合（例えば、証券開示法令への違反の可能性など）には、公開を制限することがある。
- 3.66 コメントレーターを検討する際に、IASB 又は解釈指針委員会は、提起された事項並びに回答者が示した関連する説明及び証拠を評価する。スタッフは、通常、何名の回答者が特定の見解を表明したのかの数量的分析を IASB に提供しない。重要なのは分析の強固さと分析の裏付けとなる証拠だからである。

フィールドワーク

- 3.67 IASB とスタッフは、提案が IFRS を使用し適用する人々にどのように影響を与えそうなのかについて、より適切な理解を得るために、フィールドワークを利用することがある。
- 3.68 フィールドワークは、さまざまな方法で行うことができ、これには、提案に影響を受けそうな作成者、監査人、規制当局者、投資者との一対一の訪問又はインタビューが含まれる。また、そうした関係者を集めたワークショップや、提案がどのように解釈又は適用される可能性があるのかを評価する実験なども考えられる。
- 3.69 フィールドワークに含まれ得るものとして、提案が実際の取引又は契約にどのように適用されるのかを参加者に評価させること、作成者又は利用者にケーススタディを完成させること、利用者が情報をどのように処理するのかを評価する実験を行うこと、システムがどのように影響を受けそうなのかを評価することなどがある。フィールドワークには、実務からの実例の収集も含まれる。業界の実務及び IFRS 案がどのように影響を与える可能性があるのかについて、IASB がより適切な理解を得るのに役立つためのものである。IASB とスタッフは、具体的なプロジェクトについてどの活動が適切なのかを評価する必要があり、当該活動のコスト及び IASB がフィールドワークから何を学べそうなのかを考慮に入れる。
- 3.70 フィールドワークの実施は必須ではないが、IASB が実施しないと決定する場合には、その理由をプロジェクト・ページで説明し、DPOC に通知しなければならない。

公聴会

- 3.71 意見及び提案を求めるためのコメントレーターの募集に加えて、IASB は、個別のトピックについて意見を聞き意見交換をするために、関心のある組織との公聴会の開催を考慮することが多い。公聴会には、円卓会議と討議フォーラムが含まれる。円卓会議は主として諮問的なものであり、提案についての分析を発表し議論する機会を参加者に提供する。討議フォーラムは、教育により重点を置く傾向があり、参加者と議論する前に IASB のメンバー又はスタッフが提案を説明する。円卓会議は、通常、コメント期間の終了後に開催され、コメントレーターのプロセスで明らかになった論点を議論するのに利用される。討議フォーラムは、IFRS の開発中のどの時点でも開催できる。

説明責任

影響分析

- 3.72 IASB は、新たな要求事項の導入で生じそうなコスト及びそれぞれの新 IFRS に関連して生じそうな継続的なコストと便益（このコストと便益を総称して「影響」と呼ぶ）を評価し、それに関する情報を共有する責務がある。IASB は、新規又は改訂 IFRS に関する提案の生じそうな影響に関する理解を、提案の正式な公開並びにフィールドワーク、分析及びアウトリーチを通じての関連する当事者との協議を通じて得る。生じそうな影響は、次により評価する。
- (a) IASB の財務報告の透明性の目的に照らして
 - (b) 既存の財務報告の要求事項と比較して
- 3.73 生じそうな影響に関する IASB の見解は、それぞれの公開草案及び IFRS とともに公表する結論の根拠に反映するとともに、IFRS 公表の際に、別個の影響分析で要約する。
- 3.74 生じそうな影響に関する判断を形成する際に、IASB は次のことを考慮する。
- (a) 提案している変更が、IFRS を適用する企業の財務諸表で活動が報告される方法にどのように影響しそうか。
 - (b) それらの変更が、個々の企業の異なる報告期間どうし及び特定の報告期間における異なる企業どうしの財務情報の比較可能性をどのように改善するか。
 - (c) 当該変更が、財務情報の質と、企業の将来キャッシュ・フローを評価する上での有用性を、どのように改善するか
 - (d) 財務報告の改善による、より適切な経済的意思決定の便益
 - (e) 作成者の遵守コストに生じそうな影響（適用開始時の影響と継続的な影響の両方）
 - (f) 利用者にとって分析に生じそうなコスト（データの抽出、データの測定方法の識別、例えば評価モデルに含める目的のためのデータの調整を含む）が、どのように影響を受けるか。IASB は、情報が利用可能でない場合に財務諸表利用者に生じるコストと、利用者が代替的情報を作成するために負うコストとの比較で作成者が情報を作成する場合の比較優位を、考慮に入れるべきである。
- 3.75 この分析は、IFRS の全体的な影響の正式な定量的評価を含めることを予定していない。当初の及び継続的なコストと便益は、異なる当事者に異なる形で影響を与える可能性が高い。分析のレベルは、提案している変更の種類に合わせて調整し、新規の IFRS 又は大規模修正については、より多くの分析を行う。

結論の根拠及び反対意見

- 3.76 結論の根拠において、IASB は、IFRS の開発又は変更の際に至った結論を下した論拠を説明する。結論の根拠には、提案を公開した際に寄せられたコメントに対する IASB の対応も記載する。

- 3.77 IASB は合意機関として機能するものではない。公開草案又は IFRS を公表する決定には、特別多数決が必要となる。提案又は最終の IFRS に反対する IASB メンバーは、反対意見を有する理由の説明を求められる。そうした反対意見は、結論の根拠とともに公表される。
- 3.78 IASB メンバーが反対をする場合には、公開草案又は IFRS の全体への反対票を投じる。IASB メンバーは、文書の一部に反対しながら当該文書の公表に賛成の投票をすることはできない。
- 3.79 IFRS の開発期間全体にわたり、個々の IASB メンバーが反対する決定があり得る。しかし、ある事項への反対は、IASB メンバーが文書全体に反対することを意味しない。IASB メンバーにとっての判断基準は、新たな要求事項が、当該要求事項により生じそうな影響を考慮した上で、財務報告を改善することとなるかどうかである。反対へのハードルは、意図的に高くなっている。
- 3.80 反対意見自体は、IASB メンバーが当該文書全体に反対票を投じるに至った事項のみを扱うべきである。IASB メンバーは、当該文書の他の部分への不満のうち、それだけを取れば、当該 IASB メンバーが当該文書への反対票を投じるに至らないようなものを表明するために反対意見を使用することを避けるべきである。

4 技術的作業計画

- 4.1 技術的作業計画は、IASB 及び解釈指針委員会が管理するプロジェクトの一式である。技術的作業計画は、IASB の公表物となり得るもの（調査研究ペーパー及びディスカッション・ペーパー、情報要請、PIR、公開草案、IFRS、解釈指針案及び最終の解釈指針を含む）に向けてのステップであるプロジェクト及び活動に焦点を当てる。技術的作業計画は、定期的に更新し、IFRS 財団ウェブサイトで公開する。これには、最近の IASB の決定を反映したプロジェクト予定表の見積りも記載する。
- 4.2 IASB の技術的活動には、広範囲の活動が組み込まれており、財務報告の調査、IFRS の導入・維持管理・PIR、新規又は改訂 IFRS の開発、「概念フレームワーク」の更新及び改訂、教育イニシアティブ、XBRL などが含まれる。

IASB の技術的作業計画に関する 3 年ごとの協議

- 4.3 IASB は、その作業計画に関する公開協議を 3 年ごとに行うことが要求され、通常は公開の情報要請により行う。このレビューの主目的は、IASB の作業計画の戦略的方向性及びバランス（IASB の基準レベルのプログラムに追加する可能性のあるプロジェクトの評価に関する要件を含む）について正式な一般からのインプットを求めることである。このレビューは IASB の作業計画に個別のプロジェクトを追加するようには設計されていないが、レビューの結果は、IASB が優先すべきだと回答者が考えるプロジェクトの識別となり得る。あるプロジェクトを IASB の基準レベルのプログラムに加えるには、具体的なプロジェクト提案の作成及び IASB のプロジェクト要件に照らしての評価が必要となる。

- 4.4 公開協議に加えて、IASB は諮問会議との協議を行わなければならない。
- 4.5 IASB は、DPOC を通じて、3 年ごとの協議及び IASB が受け取ったインプットにどのように対応する予定であるのかを、評議員会に知らせておかなければならない。

目 的

- 4.6 IFRS は、企業の財政状態及び業績の忠実な描写を企業の財務諸表において提供すべきである。そうした基準は、投資者及び財務報告書の他の利用者が、十分な情報に基づいて資源配分及び他の経済的意思決定を行うのに役立つ。すべての財務諸表利用者の財務諸表の透明性と誠実性に対する信認が、資本市場の有効な機能、効率的な資本配分、国際的な金融の安定、健全な経済成長にとって極めて重要である。

IFRS の首尾一貫した適用

- 4.7 IFRS 財団は、その目的に沿って、IFRS の国際的に首尾一貫した適用を確保するためにあらゆる支援を提供する。IASB の目的は、明確で理解可能で強制可能な基準を公表すること及び基準設定の原則主義アプローチと整合したガイダンスを提供することである。適用指針及び設例は、原則を首尾一貫した方法で理解し適用するために必要な場合に、提供される。
- 4.8 新基準の文案作成において、IASB は、IFRS を適用又は使用する人々の多くが英語版 IFRS の翻訳版で作業をしていることを意識している。

調査研究プログラム

- 4.9 IASB が開発する新たな財務報告の要求事項は、現行の要求事項について識別された問題点に対処するよう設計すべきである。時には、現行の財務報告について識別された問題点が、IFRS の比較的軽微な修正で矯正できることがある。他方、問題点が財務報告の要求事項のもっと重大な変更（IFRS の大規模な変更又は新規の IFRS）を必要とする可能性のある場合もある。したがって、新たな財務報告の要求事項を開発する際の最初のステップは、現行の報告における問題点を評価し明確にすることである。
- 4.10 IASB の調査研究プログラムの目的は、生じ得る財務報告上の問題点を分析することであり、これは認識されている欠点の内容と程度に関する証拠の収集及び財務報告の改善又は欠陥の矯正のための考えられる方法の評価により行われる。この分析は、IASB が、新規 IFRS の提案の開発又は IFRS の修正若しくは置換えを行うプロジェクトを、基準設定プロジェクトに加えるべきかどうかを決定するのに役立つこととなる。調査研究プログラムには、財務報告の事項に関する国際的な議論を促進するために、より広範な財務報告の論点（財務報告がどのように展開しているかなど）の考慮も記載する。
- 4.11 IASB が作業計画を策定するのに役立つため、スタッフは、IASB の注目を要する可能性のある論点を識別しレビューし提起することを求められる。新たな論点は、IASB の「概念フレームワーク」の変更からも生じる可能性がある。さらに、IASB は、他の基準設定主体、他の関心のある関係者、諮問会議及び解釈指針委員会のコメントのほか、スタッ

フの調査研究その他の提言に照らして、潜在的なトピックを提起し議論する。

- 4.12 IASB とそのスタッフは、調査研究プログラムにおける活動のすべてを行うことは期待されていない。各国又は各地域の財務報告団体、学界及び他の関心のある関係者など他の人々がこれらの活動に参加することが、IASB にとって重要である。しかし、IASB は、どの論点が IASB にとって関心があるのか及び当該他の関係者に何を期待しているのかに関する明確な指示を与える必要がある。
- 4.13 IASB は、調査研究プロジェクト及びその優先順位についての最新の要約を IFRS 財団ウェブサイトで維持管理すべきである。IASB は、提案を開発している財務報告の論点のうち、その検討が基準レベルのプロジェクトとなる可能性のある論点を、論点についてより多くを学ぼうと図っているが短期的に提案を開発する予定ではない領域とともに、識別すべきである。
- 4.14 IASB は、諮問会議の各回の会議で調査研究プログラムの最新情報を諮問会議に提供し、諮問会議メンバーがプログラムに関してフィードバックできるようにする。

調査研究ペーパー、ディスカッション・ペーパー及び情報要請

- 4.15 調査研究プログラムの主要なインプットは、ディスカッション・ペーパー及び調査研究ペーパーであると予想される。ディスカッション・ペーパー及び調査研究ペーパーは、IASB がプロジェクトを基準設定プログラムに加えるべきかどうかの決定に役立つ可能性のある関心のある関係者からのコメントを求めるように設計する。ディスカッション・ペーパー及び調査研究ペーパーに通常記載するのは、論点の包括的な概要、当該論点に対処する可能なアプローチ、著者又はIASB の予備的見解及びコメント募集である。
- 4.16 ディスカッション・ペーパーは IASB が公表し、特定のトピックに関する IASB の分析と全体的な見解を提示する。提示された事項は、IASB の公開の会議で議論されることとなる。ディスカッション・ペーパーには、結論の根拠や反対意見を含めない。議論それ自体で、IASB メンバーの見解の相違を反映し伝えるべきである。
- 4.17 調査研究ペーパーも IASB が公表するが、一般的に IASB のスタッフ又は当該ペーパーの作成のために IASB に派遣された人々が作成する。調査研究ペーパーは、他の基準設定主体又は団体が、通常は IASB の要請により、作成することもある。IASB が公表する調査研究ペーパーは、当該ペーパーの作成又は承認への IASB の関与の程度について明確に記述すべきである。場合によっては、IASB は当該ペーパーを公開の会議で議論せず、したがって、当該ペーパーに示された事項についての見解を作成しないことがある。
- 4.18 情報要請は、技術的プロジェクト又はより広範な協議に関連した事項についての情報又はフィードバックを IASB が正式に要請するものである。情報要請に適切なトピックの例としては、IASB の技術的作業計画に関する 3 年ごとの協議又は PIR にインプットを求めることや、財務報告の要求事項とする可能性があるものについて実務的な影響を評価する際の助力を求めることなどがある。

調査研究ペーパー、ディスカッション・ペーパー及び情報要請の公表

- 4.19 ディスカッション・ペーパーはIASBが書面投票を行う。IASBが書面投票のためにディスカッション・ペーパーの作成をスタッフに依頼する前に、IASBは、ディスカッション・ペーパーが目的を満たしそうであることを確保するのに必要なすべてのステップを完了したという確信を得なければならない。調査研究ペーパーと情報要請には、IASBの単純多数決による支持が必要であり、承認は公開の会議で行う。
- 4.20 IASBは、通常、ディスカッション・ペーパーに対するコメントには120日の最低期間、情報要請には60日の最低期間を与える。情報要請の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASBはそれより短い期間を設定することができ、事前にDPOCと協議の必要はない。
- 4.21 ディスカッション・ペーパー、情報要請及び調査研究ペーパーは、IFRS財団ウェブサイトに掲載する。
- 4.22 寄せられたコメントレターもウェブサイトに掲載する。ディスカッション・ペーパーのコメント期間が終了すると、プロジェクト・チームはコメントレターを分析して要約し、その分析及び要約をIASBに提供する。

概念フレームワーク

- 4.23 IASBの恒常的活動の一つが、「概念フレームワーク」に関する作業である。
- 4.24 IASBは、「概念フレームワーク」について実施している作業の最新状況を諮問会議の各回の会議に提供する。「概念フレームワーク」を変更する提案の作成と公開は、IASBがIFRSの変更案を公開するのと同じ方法で、同様のコメント期間で行う。
- 4.25 IASBは、「概念フレームワーク」の一部改訂の最初のステップとしてディスカッション・ペーパーの公表を決定する場合があるが、これは要求事項ではない。
- 4.26 IASBは、「概念フレームワーク」の改訂を反映するためにIFRSを修正すべきかどうかを検討することが必要となる場合がある。しかし、IFRSの修正は、こうした改訂の自動的な帰結ではない。IFRSの変更は、財務報告の欠陥に対処するために行う。IFRSにおける不整合を明らかにする「概念フレームワーク」の変更は、作業計画を策定する際の他の優先事項に照らしてIASBが検討しなければならない。

5 基準レベルのプロジェクト

新規IFRS又は大規模修正の規準

- 5.1 提案するアジェンダ項目が利用者のニーズに対応するかどうかを判断する際に、IASBは次のことを考慮する。
- (a) 財務報告書を利用する人々にとっての当該事項の重要性
 - (b) 提案の影響を受ける可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他よりも一

一般的であるかどうか)

(c) 特定の財務報告の論点が、企業にとってどれだけ広がり又は深刻さがありそうか。

- 5.2 IASB は、トピックに関して実施した調査研究を検討した後に、プロジェクトを基準レベルのプログラムに加えることを検討する。IASB は、通常、ディスカッション・ペーパーを公表し、その協議により受け取ったコメントを考慮した後はじめて、新規 IFRS の開発又は IFRS の大規模修正の提案をまとめる。基準レベルのプロジェクトを技術的作業計画に加える前にディスカッション・ペーパーを公表することは、要求事項ではないが、IASB は、ディスカッション・ペーパーなしで進めることができるだけの十分な情報を有し問題点及び潜在的な解決策を十分よく理解していると確信できなければならない。IASB は、調査研究ペーパー、情報要請又は他の調査研究から十分なインプットを得ていて公開草案に直接進むことができるため、ディスカッション・ペーパーは必要ないと結論を下すこともある。ディスカッション・ペーパーを公表しない理由は、IASB が示して DPOC に報告する必要がある。
- 5.3 IASB の潜在的プロジェクトの議論及び新しいプロジェクトの採用の決定は、公開の IASB 会議で行う。このような決定に至る前に、IASB は、諮問会議と会計基準設定主体に、技術的作業計画に関して提案しているプロジェクトを相談する。IASB のプロジェクト追加の承認は、優先順位に関する決定とともに、IASB 会議での単純多数決で行われる。
- 5.4 IASB は、財務報告の改善の便益がコストを上回ると考える場合にのみ、プロジェクトを追加すべきである。
- 5.5 IFRS の軽微又は範囲の狭い修正（年次改善を含む）は、技術的作業計画に追加する前にこの正式の協議プロセスに従う必要はない。こうした修正は IFRS の適用又は維持管理の一部だからである。

モニタリング・ボードから照会された論点

- 5.6 モニタリング・ボードは、技術的な財務報告上の事項を評議員会及び IASB 議長に照会することができる。モニタリング・ボードの合意ベースの意思決定プロセスにより、こうした行動の発動は、モニタリング・ボードのメンバー全員が技術的な財務報告上の事項が照会を要することに合意した、極めて稀で緊急の場合に限られる。
- 5.7 評議員会及び IASB 議長は、こうした照会への適時な対応を確保するよう求められる。こうした照会は、5.1 項から 5.3 項に示した正式の協議プロセスに従う必要はない。
- 5.8 IASB は、評議員会と共同で、照会を検討するためにどのようなステップを踏んでいるのかをモニタリング・ボードに報告しなければならない。期限は通常は 30 日であるが、その事項の緊急性が高い場合には、それより早く行う。
- 5.9 IASB が、照会された論点を取り上げないと決定する場合には、IASB は、評議員会とモニタリング・ボードに対して、当該事項に IFRS の修正により対処することが、「定款」に定められている基準設定の責任と整合しないことを立証しなければならない。

- 5.10 すべての場合において、モニタリング・ボードは、意思決定プロセスに影響を与えず、IASB が基準設定に関して行った決定に異議を唱えないことが了解されている。

導入及び維持管理

事項の識別

- 5.11 IASB 及び解釈指針委員会は、IFRS の維持管理の責任を負っている。論点に含まれる可能性があるものとして、特定の取引の会計処理について多様な実務が生じているか、特定の状況について会計処理の適切性に疑問のあるケースが存在しているか、当社が具体性の乏しい開示要求について懸念を示しているかなどの識別がある。
- 5.12 解釈指針委員会の目的は、IFRS の適用を解釈し、IFRS において具体的に扱われていない財務報告上の論点に関する適時な指針を提供するほか、IASB の要請により他の職務を行うことである。IASB と解釈指針委員会は、解釈指針委員会が果たすべき役割について共通の見解を有している。両者とも、解釈指針委員会を、IFRS を適用する人々の適用ニーズに対応するガイダンスを提供するため IASB と協力して作業するものと見ている。また両者とも、IFRS の原則ベースのアプローチと、有用で実務的であることを確保するのに十分な詳細なガイダンスの提供とのバランスを取ることを重要と考えている。
- 5.13 作成者、監査人及び財務報告に関心を有する他の人々は、IASB 又は解釈指針委員会が当該事項に対処することが重要と考えられる場合には、5.11 項に示したような論点を解釈指針委員会に照会することが奨励されている。解釈指針委員会は、次のような論点に対処すべきである。
- (a) 広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される。
 - (b) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善される。
 - (c) 既存の IFRS 及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。
- 5.14 論点は、解釈指針委員会が効率的な方法で対処できるのに十分な狭さであるべきであるが、解釈指針委員会及び関心のある関係者が解釈指針の開発に関連したデュー・プロセスを実施することが費用に見合う効果がないほど狭いものであってはならない。
- 5.15 解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、公開の会議での議論の後に、論点を作業計画に加えるかどうかを決定できる。
- 5.16 解釈指針委員会がある項目を作業計画に加えることを予定しない場合には、これを IFRIC Update 及び IFRS ウェブサイトで暫定的却下として公表し、当該事項に関するコメントを求める。却下の提案のコメント期間は、通常は少なくとも 60 日である。それらのコメントを検討した後に、解釈指針委員会は、その決定を確認するか、当該論点を作業計画に加えるか、あるいは当該事項を IASB に照会する。

- 5.17 解釈指針を提供する際に、解釈指針委員会は、「概念フレームワーク」を基礎とした原則主義のアプローチを適用する。関連する IFRS で定められている原則を考慮して、解釈指針を開発し、提案するガイダンスが IFRS と矛盾しない旨を判断する。したがって、解釈指針を提供する際に、解釈指針委員会は、広範囲にわたる規則主義の環境を作り出すとするものではなく、緊急問題グループとして行動するものでもない。
- 5.18 解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり効力を有するものとなるべきである。したがって、解釈指針委員会は、通常、トピックが完成が迫っている IFRS で扱われている場合には、解釈指針を開発しない。しかしこれは、短期の改善が正当化できる場合に、解釈指針委員会が特定の事項について行動を起こすことを妨げない。
- 5.19 解釈指針は、一般の適用に向けて設計するものであり、特定の企業に固有の事項を解決するために公表するものではない。
- 5.20 解釈指針委員会が、IFRS 又は「概念フレームワーク」の修正又は追加的な IFRS の開発を行うべきだと考える場合には、こうした結論を IASB に照会する。IASB は、範囲の狭い軽微な事項を解釈指針委員会を関与させずに扱うと決定することもできる。あるいは、IASB は、解釈指針委員会の基準適用の経験に依拠して、IFRS の修正の作成に解釈指針委員会の支援を求めることもある。

6 新規及び修正 IFRS

公開草案

- 6.1 公開草案の公表は、新規の IFRS の公表又は既存の IFRS の修正を行う前のデュー・プロセスの必須のステップである。
- 6.2 公開草案は、IFRS（又は IFRS の修正）案の形式での具体的な提案を示すものであり、したがって、一般的には、IFRS と同じ方法で示され、IFRS のすべての構成部分を有する。主要な相違点は、次のことである。
- (a) 結論の根拠は、提案についての IASB の論拠を説明するために書かれており、確定版の IFRS 又は IFRS 修正の論拠の草案ではない。
- (b) 結果的修正は、確定版 IFRS ほど詳細に記載する必要がない（特に、そうした修正が、相互参照や用語の変更など管理上の性質の事項である場合）
- 6.3 公開草案は、IASB が公開の協議を行うための主要な手段であるため、特別の関心のある事項として IASB が識別した論点を示したコメント募集を記載する。コメント募集は書面投票用草案に通常は記載されるが、IASB はコメント募集の書面投票をする必要はない。

公開草案の作成

- 6.4 公開草案の作成は公開の会議で行われる。スタッフは、対処すべき事項を IASB が検討するためのペーパーを作成する。

- 6.5 作成は、通常、IASB が次のものに基づいて論点を検討することから開始する。スタッフの調査研究及び提案のほか、ディスカッション・ペーパー、調査研究ペーパー、情報要請に対して寄せられたコメント、諮問会議、協議グループ及び会計基準設定主体が行った示唆、教育セッションから生じた示唆を基礎とする。
- 6.6 IASB がプロジェクトの技術的事項に関して全般的な合意に至り、提案で生じそうな影響を考慮したとスタッフが考えた時点で、スタッフは次のことを行うペーパーを IASB に提示する。
- (a) IASB が提案の作成において取ってきたステップの要約(いつ IASB がこのプロジェクトを公開の会議で議論したか、開催した公聴会、アウトリーチ活動、協議グループとの会合及び諮問会議との協議の要約を含む)
 - (b) 該当がある場合、IASB が協議グループの設置あるいはフィールドワークの実施が必要ないと判断した理由の再確認
 - (c) 公開草案についてのコメント期間の提案
- 6.7 IASB は、通常、公開草案に対するコメントについては 120 日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASB は 30 日を下回らないコメント期間を検討することができるが、120 日未満の期間を設定するのは、DPOC と協議して承認を受けた場合のみである。
- 6.8 例外的な状況において、正式に要請して評議員会の 75% から事前承認を受けた場合に限り、IASB は公開草案の一般コメントの期間を 30 日より短い期間に短縮することができるが、コメント期間を免除することはできない。
- 6.9 IASB が、こうした事項のすべてに対応したという確信を得た場合には、スタッフに書面投票用に草案を作成させるための投票を行う。公開草案で提案に反対する意向の IASB メンバーは、この時点でその意向を伝えなければならない。

年次改善の公開

- 6.10 IFRS 又は解釈指針の修正案のうち、十分に軽微であるか又は範囲の狭いものは、修正が関連していないものであっても、一緒にまとめて一つの文書で公開することができる。こうした修正は、年次改善と呼ばれる。年次改善は、IFRS の他の修正と同じデュー・プロセスに従うが、関連のない修正を別々ではなく一緒にして公開できる点が異なる。
- 6.11 関連のない改善を一つのパッケージで公開することの正当化となるのは、こうした修正が、IFRS の文言を明確化するか、又は比較的軽微な意図せざる帰結、見落とし若しくは IFRS の現行の要求事項の間の矛盾を訂正するための変更に限られていることである。これらの性質により、年次改善についてはコメントレターのプロセスを超えた協議やアウトリーチを実施する必要はない。IASB は、別個に協議及びアウトリーチを行うことに利点のある修正を年次改善パッケージに含めることを、注意深く避ける必要がある。

- 6.12 IFRS の明確化には、既存の IFRS の不明確な文言の置換え又はガイダンスの欠如が懸念を生じている場合におけるガイダンスの提供のいずれかが必要となる。明確化となる修正は、適用可能な IFRS の中での現行の原則との整合性を維持するものであり、新たな原則や現行の原則の変更を提案するものではない。
- 6.13 IFRS の現行の要求事項の間の矛盾点の解消には、見落とし又は IFRS の現行の要求事項の結果として生じた比較的軽微な意図せざる帰結への対処が含まれる。このような修正は、新たな原則や現行の原則の変更を提案するものではない。
- 6.14 年次改善の提案は、範囲が良く定義され狭いものであるべきである。目安として、IASB が結論に至るのに数回の会議を要する場合には、それは当該論点の原因が、年次改善プロセスの中で解決できるものよりも根本的なものであるという兆候である。
- 6.15 IASB は、通常、年次改善に関するコメントについて 90 日の最低期間を与える。

公表

- 6.16 IASB が公開草案を公表する前に、スタッフは、発表に付属させるためにどのコミュニケーション資料を作成すべきかを決定する。すべての公開草案には、プレスリリースを付属させなければならない。IASB は通常、公表を e メール・アラートで発表する。
- 6.17 公開草案の内容に応じて、IASB とスタッフは、プロジェクトの スナップショット、ポッドキャスト、ウェブキャスト、Q&A パック又はプレゼンテーション（スピーチ）パックも作成し、無料で公開する場合がある。公開草案が重要であればあるほど、関連するコミュニケーション・パッケージが包括的なものとなる可能性が高い。
- 6.18 すべての公開草案及び関連する公表物は、IFRS 財団ウェブサイトですべて無料で公開する。

受け取ったコメント及び協議の考慮

- 6.19 コメント期間の終了後、IASB はコメントレーター及び他の協議（投資者との協議など）の結果をレビューする。スタッフは、コメントレーターの要約を提供し、寄せられたコメントの全般的な概要と提起された主要なポイントを示す。この分析は、IASB が審議中に労力を集中する必要がある可能性が非常に高い領域（あるいは IASB が当該プロジェクトを進めるべきかどうか）を識別するのに役立つ。
- 6.20 IFRS の開発は IASB 会議の中で行う。
- 6.21 論点をさらに探究する手段として、追加的なコメント及び提案を求めて、IASB は、フィールドワークを行うか、あるいは公聴会や円卓会議を準備する場合がある。IASB は、諮問会議と協議することが求められるとともに、協議グループとの接触を維持する。

審議の完了

- 6.22 IASB がプロジェクトの技術的事項に関して全般的な合意に至り、新 IFRS により生じそうな影響を考慮したとスタッフが考えた時点で、スタッフは次のことを行うペーパーを IASB に提示する。
- (a) IASB が当該 IFRS の開発において取ってきたステップの要約 (いつ IASB がこのプロジェクトを公開の会議で議論したか、開催した公聴会、アウトリーチ活動、協議グループとの会合及び諮問会議との協議の要約を含む)
 - (b) 該当がある場合、IASB が協議グループの設置あるいはフィールドワークの実施が必要ないと判断した理由の再確認
 - (c) 提案を確定できるのか又は再公開すべきかの評価
- 6.23 IASB が、こうした事項のすべてに対応したと確信している場合には、スタッフに書面投票用に IFRS を作成させるための投票を行う。IFRS の提案に反対する意向の IASB メンバーは、この時点でその意向を伝えなければならない。
- 6.24 IASB は、IFRS 又は大規模修正を公表する前に、IFRS について書面投票の段階に進むという決定を、再公開が必要ないと確信する理由の説明とともに、DPOC に知らせなければならない。

再公開の要件

- 6.25 再公開の必要があるかどうかを検討する際に、IASB は次のことを行う。
- (a) 公開草案に対するコメント期間中に生じた根本的な論点のうち、過去に考慮していなかったものを識別する。
 - (b) 考慮した証拠を評価する。
 - (c) 論点を十分に理解したかどうか及び関心のある関係者の見解を積極的に求めたかどうかを判断する。
 - (d) さまざまな観点が公開草案に記載され、結論の根拠に置いて適切に議論されレビューされたかどうかを検討する。
- 6.26 改訂した提案を再度のコメント募集のために公表するかどうかに関する IASB の決定は、IASB 会議で行う。IASB が再公開を必要と判断する場合、従うべきデュー・プロセスは、最初の公開草案に対するものと同じである。しかし、IFRS 案の最初の公開草案ではないので、コメント期間を短縮することが適切な場合がある。特に、IASB が改訂公開草案の特定の側面に関するコメントのみを求めている場合である。IASB は、通常、改訂公開草案に対するコメントについては、60 日の最低期間を与える。

IFRS の確定

- 6.27 IFRS の強制力のある部分は、次のものである。

- (a) 原則及び関連する適用指針
 - (b) 用語の定義
 - (c) 発効日及び経過措置
- 6.28 新 IFRS 又は IFRS の修正を公表する際には、新たな要求事項の帰結である他の IFRS の修正も付属する。これらは「結果的修正」と呼ばれる。
- 6.29 各 IFRS には、通常、当該 IFRS の不可欠の一部を構成しない追加の資料が付属する。
- (a) 目次
 - (b) はじめに
 - (c) 結論の根拠
 - (d) 反対意見
- 6.30 時には、付属資料には、従前の要求事項と新たな要求事項の各項の間の関係を示す表や、当該 IFRS の簡単な経緯や、設例が記載される。すべての場合において、文書には当該資料が IFRS の不可欠の一部であるのか、あるいは付属しているが不可欠の一部ではないのかを明記する。IFRS の不可欠の一部である資料は、IFRS を採用し IFRS 財団と契約している政府又は関連機関に提供される。
- 6.31 原則として、IFRS は付属資料なしに適用できるようにすべきである。

発効日及び経過措置

- 6.32 IFRS 又は IFRS の修正には、発効日と経過措置を設ける。強制的な発効日の設定は、各法域が新たな要求事項を法体系に組み込むのに十分な時間を与え、IFRS を適用する人々に新たな要求事項に備えるのに十分な時間を与えるように行う。
- 6.33 IASB は、IFRS の初度適用企業に関する経過措置の影響も検討する。これには、経過措置と IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の経過措置との相互関係も含まれる。

公 表

- 6.34 IASB が IFRS 又は IFRS の修正を公表する前に、スタッフは、発表に付属させるためにどのコミュニケーション資料を作成すべきかを決定する。IFRS のすべての変更には、プレスリリースを付属させなければならない。IASB は通常、公表を e メール・アラートで発表する。
- 6.35 すべての新規の IFRS 及び大規模修正の公表には、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び影響分析を付属させなければならない。新しい要求事項の内容に応じて、IASB とスタッフは、ポッドキャスト、ウェブキャスト、Q&A パック又はプレゼンテーション（スピーチ）パックも作成し、無料で公開する場合がある。IFRS の変

更が重要であればあるほど、関連するコミュニケーション・パッケージが包括的なものとなる可能性が高い。

実務ガイダンス

- 6.36 実務ガイダンスは、IASB が作成した強制力のないガイダンスであり、通常、IFRS が扱っていないトピックに関するもの（例えば、経営者による説明に関するガイダンス）である。IASB は、それにより財務報告の改善となると考える場合には、実務ガイダンスを作成することができる。IASB は、文書の書面投票も含めて、IFRS の開発に用いるのと同じ手続に従う。

適用後の手続及び維持管理

- 6.37 IFRS を公表した後に、IASB のメンバーとスタッフは、関心のある関係者（他の基準設定主体を含む）との会議を開催し、当該 IFRS の実務上の適用及びその規定の潜在的影響から生じた予期せざる論点の理解に役立てる。IFRS 財団も、IFRS の適用の首尾一貫性を確保するための教育活動を促進する。
- 6.38 IASB スタッフは、文書の執筆又は印刷の際に生じた文書作成の誤りを正すために、技術的文書に編集上の訂正を加えることができる。ただし、その訂正によりテキストの技術的な意味が変更されない場合に限る。通常、編集上の訂正は、誤字、文法上の誤り、不正確な見え消しが付された結果的修正を訂正するものである。

教育イニシアティブ

- 6.39 IFRS 財団は、IFRS に関連した教育用資料を作成することがある。これには、会議のための発表資料、経営幹部のための手引き、「IFRS for SMEs」研修資料、IFRS に付属するがその一部を構成しない教育用資料などがある。教育用資料の作成は、公開の会議では行われず、IFRS の開発について行われる公開の吟味の対象とならない。
- 6.40 IFRS 財団の教育イニシアティブのスタッフは、IASB のテクニカル・スタッフの一部であり、シニア・テクニカル・ディレクターに報告を行う。IASB とスタッフは、教育用資料が IFRS と混同されたり強制的なものとして解釈されたりしないようにする責任がある。したがって、IASB は、教育イニシアティブが公表物のそれぞれに適した品質保証プロセスを有しているかどうかを確保することに関心がある。
- 6.41 教育イニシアティブが作成する教育用資料は、次のような同僚のレビューの対象とする。
- (a) ハイレベルの要約（経営幹部向けの要旨やパワーポイント資料など）は、適切なテクニカル・スタッフと編集チームのメンバーがレビューする。
 - (b) 研修用資料（「概念フレームワーク」に基づく研修に使用される資料など）は、IASB メンバー又は学者などの適切な外部の専門家のレビューも受ける。しかし、さらに詳細な研修用資料（包括的な「IFRS for SMEs」研修資料など）は、少なくとも 2 名の IFRS 専門家がレビューし、うち 1 名は IASB メンバーでなければならない。

(c) IFRS に付属する教育用資料は、少なくとも 3 名の IASB メンバーがレビューしなければならない。

6.42 教育イニシアティブは、定期的に DPOC に報告を行い、作成している資料及びそれぞれの場合において実施を予定しているレビューのレベルを明確にする。

翻訳

6.43 IFRS の翻訳には、IFRS 財団の翻訳チームが、IFRS を採用したか又は IFRS への関心を高めている法域からの要請への対応として、着手する。

6.44 翻訳の方針として、一つの言語について一つの翻訳のみを認める。特定の言語のすべての使用者が同じ翻訳を利用することを確保するためである。2 段階の翻訳手続（当初の翻訳に続いて、会計専門家の委員会がレビューを行う）が、英語での IFRS の意味を他の言語で正確に表現する高品質の翻訳を作成するために設計されている。

6.45 レビュー委員会のメンバーは、対象言語のネイティブ・スピーカーで、財務報告の分野の専門家でなければならない。レビュー委員会は、通常、大手の会計事務所、国内会計団体、学界、適切な政府機関、専門的業界（銀行及び保険など）からの代表者で構成する。

6.46 レビュー委員会は 1 名をコーディネーターとして指定する。レビューのプロセスの管理に加えて、コーディネーターは、翻訳の内容について最終的な責任を有し、委員会で合意に至らない場合には決定権を有する。

6.47 ある言語が複数の国で話され使用されている場合には、当該言語を使用するすべての国からのレビュー委員会への参加が推奨される。結果として生じる翻訳が、その翻訳を必要とするすべての法域に適切なものとなることを確保するためである。

XBRL

6.48 XBL 活動に関するデュー・プロセスも DPOC が扱うが、その要求事項は別個の文書（「XBRL 活動に関するデュー・プロセス・ハンドブック」）で示している。

適用後レビュー

6.49 IASB は、新規の IFRS 又は大規模修正のそれぞれについて PIR の実施を求められる[†]。PIR は、通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の 30 か月から 36 か月後である。

6.50 新規の IFRS 又は大規模修正に対応する PIR に加えて、IASB は、次のようなことに対応した PIR の実施を決定することもある。財務報告環境や規制上の要求事項の変更、あるいは IFRS の品質に関して、諮問会議、解釈指針委員会、基準設定主体又は関心のある関係者が表明した懸念に対応するものである。

[†] この要求は 2006 年に導入された。レビューの対象となる最初の主要プロジェクトは、IFRS 第 8 号「事業セグメント」である。

- 6.51 各レビューには2つのフェーズがある。第1のフェーズは、検討すべき事項の当初の識別及び評価を伴うものであり、それは情報要請の形でのIASBの公開協議の対象となる。第2のフェーズでは、IASBは情報要請から受け取ったコメントを、他の協議活動を通じて収集した情報とともに検討する。その情報に基づいて、IASBは発見事項を提示し、レビューの結果として、行う予定のステップがあれば、それを示す。

当初評価及び公開協議

- 6.52 財務報告の改善という目標は、すべての新規のIFRSの基礎となる。PIRは、新たな要求事項が投資者、作成者および監査人に与える影響を評価する機会である。このレビューは、当該公表物の開発中に重要であったか又は議論の多かった論点(それらは、該当するIFRSの結論の根拠、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び影響分析から識別可能なはずである)を、当該文書の公表後にIASBが気付いた論点とともに検討しなければならない。また、IASBとスタッフは、より広範囲のIFRS共同体と協議して、生じ得る予想外のコスト又は適用上の問題点に直面した領域をIASBが識別するのに役立てる。
- 6.53 最初のレビューは、IFRSに関連する団体及び関心のある関係者の広範なネットワークに依拠すべきである。例えば、解釈指針委員会、IASBの協議グループ(諮問会議を含む)、証券規制当局、各国及び各地域の基準設定主体、作成者、監査人及び投資者などである。これらの協議の目的は、レビューの適切な範囲を設定できるようにIASBに情報を与えることである。このフェーズにおける協議をどのくらい広範囲にする必要があるのかは、レビュー対象とするIFRS及びIASBが当該IFRSの適用に関してすでに知っている内容に応じて決まる。IASBは、レビューの範囲を設定するのに十分な情報を有しているという確信を持つことが必要となる。
- 6.54 IASBは、正式の公開協議を通じたフィードバックを求めている事項を示した情報要請を公表する。情報要請において、IASBは、明記した事項に関してフィードバックを求めている理由を説明し、レビュー対象としているIFRS又は大規模修正についてのIASBの当初の評価を記載すべきである。情報要請は、IASBがレビューの範囲を設定する際に従ったプロセスも提示する。
- 6.55 IASBは、通常、適用後の情報要請に対するコメントについて120日の最低期間を与える。IASBは、DPOCに協議して承認を得た後にのみ、120日未満の期間を設定する。
- 6.56 IASBは、当初の評価に基づいて、その時点でレビューを実施するのは時期尚早と判断する場合がある。IASBは、PIRを延期する意向をDPOCに伝えなければならないが、この結論に至った理由を説明し、レビューをいつ再開する予定なのかを明示する。

証拠の検討及び発見事項の提示

- 6.57 IASBは、情報要請に対する回答を、例えば次のことの実施により、他の情報又は証拠で補足することが必要かどうかを検討する。

- (a) 財務諸表又は他の財務情報の分析
 - (b) レビュー対象としている IFRS の適用に関する学術研究その他の研究調査のレビュー
 - (c) アンケート調査、インタビュー及び関連する関係者とのその他の協議
- 6.58 追加の情報をどの程度収集するかは、レビュー対象としている IFRS 及び情報要請におけるフィードバックに応じて決まる。
- 6.59 IASB は、情報要請から受け取ったコメントを、追加的な分析から得た証拠及び情報とともに検討する。IASB は、審議を完了した時点で、発見事項を公開の報告書で提示する。IASB は、IFRS の軽微な修正を行うか又は IFRS のより広範囲の改訂についてのアジェンダ提案を作成することを検討する場合がある。PIR が IFRS の何らかの変更につながるという前提は設けない。IASB は、IFRS 又は IFRS の修正の適用を通じての非公式の協議を継続する場合もある。IASB は、IASB の手続の変更を行うべき旨を DPOC に提言することができる。IFRS の影響を評価する方法や、IFRS の開発中に行うべき追加のステップなどである。
- 6.60 IASB は、レビューを完了した時点で DPOC に伝え、報告書の草案を DPOC に提供しなければならない。DPOC が、IASB がレビューを満足のいく形で完了したと納得した時点で、報告書を確定させることができる。

7 解釈指針

- 7.1 解釈指針は解釈指針委員会が作成するが、IFRS の一部であるため、公表主体である IASB の批准を受けなければならない。
- 7.2 IASB の 3 名のメンバーが、通常、解釈指針委員会の会議に出席する。さらに、解釈指針委員会の各回の会議の報告書が、IASB の公開の会議で IASB に提示される。

解釈指針案

- 7.3 解釈指針案の公表は、新たな解釈指針を公表する前のデュー・プロセスの必須のステップである。
- 7.4 解釈指針案は、解釈指針の提案の形式で具体的な提案を示すものであり、したがって、一般的には、解釈指針と同じ方法で示され、解釈指針のすべての構成部分を有する。主要な相違点は、結論の根拠が提案についての解釈指針委員会の論拠を説明するために書かれており、確定版の解釈指針の論拠の草案ではないことである。
- 7.5 解釈指針案は、解釈指針委員会が公開の協議を行うための主要な手段であるため、特別の関心のある事項として解釈指針委員会が識別した論点を示したコメント募集を記載する。コメント募集は書面投票用草案に通常は記載されるが、解釈指針委員会はコメント募集の書面投票をする必要はない。

解釈指針案の作成

- 7.6 解釈指針案の作成は公開の会議で行われる。スタッフは、対処すべき事項を解釈指針委員会が検討するためのペーパーを作成する。
- 7.7 解釈指針委員会が技術的事項に関して全般的な合意に至ったとスタッフが考えた時点で、スタッフは、提案の作成にあたって行ってきたステップを要約し、解釈指針案のコメント期間を提案するペーパーを IASB に提示する。
- 7.8 解釈指針は、IFRS や「概念フレームワーク」を変更したり、それらと矛盾を生じたりするものであってはならない。解釈指針委員会が、IFRS の要求事項が「概念フレームワーク」と異なると判断した場合には、解釈指針の開発をさらに進める前に、IASB からの指示を得る。
- 7.9 解釈指針委員会が、こうした事項のすべてに対応したという確信を得た場合には、スタッフに書面投票用に草案を作成すべきだという全般的な合意があるかどうかを確かめるための投票を行う。全般的な合意に達するのは、提案に反対したメンバーが 4 名以下の場合である。解釈指針は、解釈指針委員会が特定の事項について全般的な合意に達したことに基づいて作成されるので、解釈指針案には反対意見は記載しない。しかし、コメント募集及び結論の根拠で、一部のメンバーが解釈指針案に反対する強い意見を有していた領域を明示することが期待される。
- 7.10 IASB メンバーは、解釈指針案の書面投票用草案を受け取る。書面投票のプロセスの間に 4 名以上の IASB メンバーが解釈指針案の公表に反対した場合には、解釈指針案は公表されない。IASB メンバーの反対により解釈指針案を公表しない場合、IASB は、解釈指針案を修正して公表すべきか、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すか、IASB 自身の技術的作業計画に加えるか、あるいはそれ以上の処置をしないのかを決定しなければならない。
- 7.11 IASB と解釈指針委員会は、解釈指針案に対するコメントについて 90 日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASB は 30 日を下回らないコメント期間を検討することができるが、90 日未満の期間を設定するのは、DPOC と協議して承認を受けた場合のみである。

公 表

- 7.12 解釈指針委員会が解釈指針案を公表する前に、スタッフは、発表に付属させるためにどのコミュニケーション資料を作成すべきかを決定する。すべての解釈指針案には、プレスリリースを付属させなければならない。また、IASB は解釈指針案の公表を e メール・アラートで発表するのが通例である。
- 7.13 すべての解釈指針案は、IFRS 財団ウェブサイトで無料公開する。

寄せられたコメントの検討

- 7.14 コメント期間の終了後、解釈指針委員会は寄せられたコメントをレビューする。

- 7.15 解釈指針の開発は、解釈指針委員会の会議の中で行い、そこで委員会メンバーは解釈指針案に寄せられたコメントを検討する。
- 7.16 解釈指針委員会が解釈指針の技術的事項に関して全般的な合意に至ったとスタッフが考えた時点で、スタッフは、解釈指針の作成にあたって行ってきたステップを要約し、確定できるのかあるいは再公開すべきなのかを評価するペーパーを IASB に提示する。
- 7.17 再公開は次の事項に応じて決まる。意図している変更の重大性、変更内容が解釈指針案に関する結論の根拠又は解釈指針委員会が示した質問で提起されていたかどうか、実務上の重大性、及び解釈指針委員会が再公開により何を学べるかである。

解釈指針の確定

- 7.18 解釈指針には次の内容を記載する。
- (a) 識別した会計上の論点の要約
 - (b) 適切な会計処理に関して至った合意
 - (c) 合意の根拠とするために依拠した、関連する IFRS、「概念フレームワーク」の部分、及び他の基準書等への参照
 - (d) 発効日及び経過措置
- 7.19 解釈指針の理由は結論の根拠に記載される。解釈指針委員会のメンバーは、解釈指針への反対意見を示すことはできない。しかし、解釈指針を IASB に批准のために送付する際に、批准の要請に付属するスタッフペーパーで、何名の解釈指針委員会メンバーが解釈指針に反対したのか及びその理由を明記すべきである。

発効日及び経過措置

- 7.20 IFRS の変更と同様に、解釈指針には発効日と経過措置を設ける。強制的な発効日の設定は、各法域が新たな要求事項を法体系に組み込むのに十分な時間を与え、IFRS を適用する人々に新たな要求事項に備えるのに十分な時間を与えるように行う。解釈指針は、一般に、IFRS の大規模修正よりも狭い範囲の事項を扱うものであるため、IFRS を適用する人々が新たな要求事項に備えるのに必要な時間も短い可能性が高い。
- 7.21 解釈指針委員会は、IFRS の初度適用企業に関する経過措置の影響も検討する。これには、経過措置と IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の経過措置との相互関係も含む。

IASB の同意及び批准

- 7.22 解釈指針委員会は、確定版の解釈指針を確認するための投票を行う。全般的な合意が達成されるのは、提案に反対票を投じたメンバーが 4 名以下の場合である。
- 7.23 解釈指針委員会が解釈指針の文言について全般的な合意に至った時点で、解釈指針は IASB に批准を求めるため送付される。解釈指針の批准は IASB の公開の会議で行われ、

特別多数決が必要とされる。これは、新規又は修正 IFRS について要求されているのと同じレベルの IASB メンバーの支持である。

- 7.24 IASB メンバーは、解釈指針の批准に反対することができる。1 名又は複数の IASB メンバーが反対したという事実は、その理由とともに解釈指針の承認のセクションに記載する。
- 7.25 IASB は、解釈指針委員会が提出した解釈指針について投票を行う。解釈指針を IASB が承認しない場合には、IASB は解釈指針委員会に反対の理由を示す。これらの理由に基づいて、IASB は、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すか、IASB 自身の技術的作業計画に加えるか、あるいはそれ以上の処置をしないのかを決定する。IASB は、解釈指針に編集上の変更を加えることや発効日を変更することができるが、行った変更を解釈指針委員会に伝えるべきである。
- 7.26 批准された解釈指針は、IASB が公表する。

公表

- 7.27 IASB が解釈指針を公表する前に、スタッフは、発表に付属させるためにどのコミュニケーション資料を作成すべきかを決定する。すべての解釈指針案には、プレスリリースを付属させなければならない。また、IASB は解釈指針の公表を e メール・アラートで発表するのが通例である。

8 認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書

- 8.1 デュー・プロセス違反が疑われる事項は、IASB のデュー・プロセスに対する DPOC の継続的レビューの文脈の中で考慮される。違反が疑われる事項は、外部の関係者（マスコミ報道を含む）、内部の関係者、DPOC 又は他の評議員が提起することができる。
- 8.2 DPOC は、違反が疑われる事項を、申立者、IFRS 財団スタッフ及び IASB が提供した証拠とともに検討する。違反が疑われる事項は、本ハンドブックに示した報告の判断基準に照らした評価も行う。
- 8.3 DPOC への申立ては、IFRS 財団ウェブサイトの DPOC のウェブページに示している手続により行われる。それぞれの申立ては、申立者の氏名及び連絡先の詳細とともに、DPOC のウェブページに掲載する。
- 8.4 評議員会活動ディレクターは、申立てに対応した適切な IFRS 財団スタッフからの報告書を DPOC が受け取るようにする責任がある。この報告書は DPOC のページに掲載し、DPOC の会議で検討する。DPOC の回答（通常は申立者への書簡の形で）も、DPOC のウェブページに掲載する。
- 8.5 IASB は、これらの方針及び自らの行動を DPOC に伝えるという要求を遵守するよう最善を尽くさなければならないが、いずれか一つの領域での不履行により基準書等が無効となるものではない。不履行が生じた場合に、こうした状況を是正するための適時的なステ

ップを取ることができ、また、DPOC は、その違反により害が生じていないと判断する場合には、追加的な措置は必要ないと決定することができる。

- 8.6 DPOC の過半数が、IASB がデュー・プロセスに違反したという結論を下した場合には、DPOC は、IASB が当該プロジェクトの現在のフェーズの中で是正措置を行うか、又は当該プロジェクトの将来のフェーズにおいて追加のステップを実施することを要請する。
- 8.7 DPOC と IASB が、デュー・プロセスの違反があったかどうかについての意見の相違を解消できない場合には、当該事項を評議員会に伝え、評議員会が決着をつける。評議員会は、当該事項を検討するための会議を招集することが必要となる場合がある。そうした会議は、迅速な対応を要する場合には、電話会議又はビデオ会議で行うことができる。IASB は、その議論を聞くまで、当該プロジェクトの特定のフェーズを完了することが認められない。評議員会活動ディレクターは、DPOC 委員長と協議して、評議員会の検討を求めるための十分な要約資料を作成する。
- 8.8 会議に出席している評議員が、IASB がデュー・プロセスに違反していると考える場合には、IASB は、デュー・プロセスが回復されたと確信するのに必要と評議員会が判断したことをすべて行わなければならない。
- 8.9 評議員会は、デュー・プロセス違反の証拠として、技術的な会計上の考慮事項を挙げることはできない。

用語集

年次改善 (*Annual Improvements*) : IFRS 又は解釈指針の狭い範囲の又は軽微な修正で、各修正に関連性はないが一つの文書にまとめて公開されるもの。

コメントレター (*Comment letter*) : IASB が協議文書に対して受け取るレター。コメントレターは、通常は公開され、IFRS ウェブサイトで閲覧できる。

協議グループ (*Consultative group*) : IASB 又は IFRS 解釈指針委員会が協議を行うグループ。こうしたグループは、所定のトピックについてさまざまな視点を提供するために、調査研究、経験又は背景に基づくフィードバックを IASB に提供する。

ディスカッション・ペーパー (*Discussion paper*) : IASB が公表するペーパーで、IASB の公開の会議で議論された特定のトピックに関する IASB の分析及び全体的な見解を提示するもの。ディスカッション・ペーパーは、一般のコメントを求めて公表され、そのフィードバックは、新規又は修正 IFRS を開発すべきかどうか及び開発の方法を IASB が評価するのに役立つ。

DPOC (デュー・プロセス監督委員会) (*Due Process Oversight Committee*) : IASB 及び解釈指針委員会のデュー・プロセス手続の監督に責任を負う委員会。

解釈指針案 (*Draft Interpretation*) : 具体的な提案を示した解釈指針案の草案。

影響分析 (*Effect Analysis*) : 新たな要求事項を開発する際に行われる、IFRS 案により生じそうな影響を評価するプロセスであり、結果として新 IFRS とともに公表される文書が作成され、そこでは新たな要求事項により生じそうな影響についての IASB の評価が要約される。

公開草案 (*Exposure draft*) : IFRS 案又は IFRS の修正の草案であり、具体的な提案を示すとともに、結論の根拠の草案及び反対意見 (該当がある場合) を記載する。

フィードバック・ステートメント (*Feedback Statement*) : 公開草案に対してコメントを提出した人々に直接のフィードバックを提供する文書。コメントのプロセスで提起された最も重大な事項を識別し、IASB がそれらの事項にどのように対応したのかを説明する。

フィールドワーク (*Fieldwork*) : IASB が IFRS 案の生じそうな影響を評価するのに役立てるため、関心のある関係者を行う作業。フィールドワークには、次のことが含まれる可能性がある。IFRS 案がすでに発行しているかのようにして新規の提案を個々の取引又は契約に実験的に適用すること、特定の提案の文言案についてのフィードバックを求めること、IFRS 案を適用するとした場合に必要なシステム変更の程度を評価することである。また、フィールドワークには、実務からの実例の収集も含まれる。業界の実務及び IFRS 案がどのように影響を与える可能性があるのかについて、IASB がより適切な理解を得るのに役立てるためのものである。

IASB Update : IASB の公開の会議で行われた決定の要約。

IFRIC Update : IFRS 解釈指針委員会の公開の会議で行われた決定の要約。

IFRS: IASB が承認した基準書及び解釈指針、並びに旧定款の下で公表された国際会計基準 (IAS) 及び SIC 解釈指針。解釈指針は、IASB が批准して公表する前に、IFRS 解釈指針委員会が作成する。解釈指針は IFRS の一部であり、IFRS と同じ重みがある。

IFRS 諮問会議 (*IFRS Advisory Council*): 国際的な財務報告に関心を有する組織及び個人が参加できる公式の手段を提供する諮問機関。参加者は、地域的及び職業的に多様な背景を有する。諮問会議の目的は、優先順位、アジェンダ決定及び主要な基準設定のプロジェクトについて IASB に助言を与えることである。諮問会議のメンバーは評議員会が任命する。

コメント募集 (*Invitation to comment*): ディスカッション・ペーパー又は公開草案に付属し、IASB がフィードバックを求めている事項を示す文書。

モニタリング・ボード (*Monitoring Board*): 資本市場当局と IFRS 財団との公式の相互関係のための仕組みとして機能する機関。

適用後レビュー (*Post-implementation review (PIR)*): IFRS 又は IFRS の大規模な修正についてのレビュー。IASB が実施する。

実務ガイダンス (*Practice guidance*): IASB が作成した強制力のないガイダンスであり、通常、IFRS が扱っていないトピックに関するもの (例えば、経営者による説明に関するガイダンス)

公聴会 (*Public hearing*): 特定のトピックについて意見を聞き意見交換をするための、関心のある関係者との会合。公聴会には、円卓会議と討議フォーラムが含まれる。

再公開 (*Re-exposure*): 特定の要件を満たす場合に IASB が採用を選択する可能性のあるプロセスで、提案を一般のコメントを求めるために改訂公開草案で再公開する。

調査研究ペーパー (*Research paper*): IASB が公表するペーパーのうち、公開の会議で開発されていないものであり、その点でディスカッション・ペーパーと区別される。

レビュー・ドラフト (*Review draft*): デュー・プロセス文書の草案で、IASB 及びスタッフが文案作成上のフィードバックを収集するために利用するもの。

情報要請 (*Request for information*): IASB が、そのプロジェクトの一つ (又は、例えば、PIR 若しくは技術的作業計画に関する 3 年ごとの協議) の特定の側面について、フィードバック及び情報を受け取るために行う正式の協議のステップ。

単純多数決 (*Simple majority*): IASB については、単純多数決は、IASB メンバーの過半数が公開の会議又は書面投票で決定を支持する投票をした場合に達成される。公開の会議では、IASB メンバーの少なくとも 60% が出席していなければならない。棄権は提案への反対票と同等である。

スナップショット (*Snapshot*): ディスカッション・ペーパー又は公開草案の主要な点についてのハイレベルの単純化した要約。

特別多数決 (*Super majority*) : IASB については、特別多数決は、IASB メンバーが 15 名以下の場合には 9 名、16 名の場合には 10 名が、文書の公表を支持する書面投票をした場合に達成される。棄権は提案への反対票と同等である。

整理論点 (*Sweep issue*) : 文書の書面投票の間に識別された事項で、技術的な論点を解決するために IASB 又は解釈指針委員会が公開の会議で議論する必要があるもの。

付録 1——経緯及び承認

この付録は、IASB 及び解釈指針委員会のハンドブックの展開を要約したものである。本付録は IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に付属しているが、同ハンドブックの不可欠の一部を構成するものではなく、IASB 及びスタッフにより随時更新される場合がある。

協議の取決めを定める際に、IASB は当初、各国基準設定主体及び他の規制機関の実務に依拠しそれらを拡張した。IASB は、2004 年に手続の拡充を図り、透明性を高めるための一連のステップを提案した。それらのステップは、公開協議の後に、実務に組み込まれた。

2006 年 3 月に、評議員会は「デュー・プロセス・ハンドブック」を初めて公表した。

2008 年 10 月に、評議員会は、付録IV（評議員会の監督の役割）を追加した。

2009 年 7 月に、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に加えられた主な変更は、次のとおりである。

- IASB の手続を定期的にレビューする任務を負うグループを、評議員会の手続委員会から評議員会のデュー・プロセス監督委員会に変更した。
- プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを記述したセクションを追加した。
- 「コスト・便益の分析」のセクションを「影響分析」に改称した。
- 適用後レビューを記述したセクションを追加し、公表後の調査の開始に言及した従来のセクションの一部と統合した。

2010 年 12 月に、評議員会の第 2 回の 5 年ごとの定款見直しの結果として、ハンドブックを次のように修正した。

- IASC 財団 (IASCF) から IFRS 財団への名称変更を反映
- 国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) を IFRS 解釈指針委員会 (解釈指針委員会) に
- 基準諮問会議 (SAC) を IFRS 諮問会議に
- IFRS 財団の目的もハンドブックに追加

2011 年 2 月に、評議員会は次のことを行った。

- IASB の技術的作業計画の 3 年ごとの公開協議を導入した。第 2 回の IFRS 財団の定款見直しの間に寄せられたコメントに対応したものである。
- ある事項を年次改善プロセスの一部として公開できるかどうかを判断するための拡充した要件も追加した。

2011 年 5 月に、DPOC は IASB と解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックの大幅な書換えを監督した。

- 本ハンドブックは、別々だったIASBと解釈指針委員会のハンドブックを一つに統合している。これは、解釈指針委員会についてのレビューの結果として、IASBと解釈指針委員会をより緊密に協力させるために取られたステップを反映している。さらに、新しいハンドブックには、DPOCが開発したデュー・プロセス手続書を組み込んでいる。DPOCも、この機会を捉えて、既存の要求事項をより原則主義のやり方で平易な英語を用いて書き直している。
- 本ハンドブックでは、IASBの作業計画の3年ごとの公開協議を記述している。本ハンドブックは、レビューの焦点は戦略的なものであり、作業計画に個々のプロジェクトを追加するには設計されていないことを明確化している。その代わりに、作業計画の戦略的方向性及びバランスに関する正式な一般からのインプットを求めることに重点を置いている。
- DPOCは役割を拡大してきており、本ハンドブックにはこれらの変更を反映するセクションを盛り込んでいる。IASBと解釈指針委員会のデュー・プロセスの監督におけるDPOCの責任が示されている。このセクションでは、デュー・プロセス違反が認識されている場合に評議員会が取り得る措置の手続書も記述している。
- 本ハンドブックでは、IASBが当初の設立時に有していた個々の基準設定主体とのリエゾン機能にはもはや言及していない。このセクションはより広範なものとなり、IASBが基準設定主体等とのより公式のネットワークを構築する際に行う可能性の高いステップを予期している。
- 本ハンドブックでは、IFRSにより生じそうな影響を評価するためのプロセスについての、より広範な議論を記載している。さらに重要なこととして、本ハンドブックは、IASBが、単にプロセス終了時に評価文書を有するのではなく、この評価をIFRSの開発全体に組み込むプロセスを開始したという事実を反映している。

さらに本質的な変更として、次のようなものがある。

- 調査研究プログラムを記述している。これは、潜在的な基準レベルのプロジェクトを識別する材料となる開発基礎となる。最初の外部デュー・プロセス文書としてのディスカッション・ペーパーの使用は、この調査研究プログラムに移され、基準レベルのプロジェクトをIASBの作業計画に加える提案に先行して行われることとなる。従来、ディスカッション・ペーパーは、基準レベルのプロジェクトが作業計画に加えられた後のステップとして要求されていた。
- 「概念フレームワーク」の監督をIASBの常設的活動として記述した新セクションを追加した。
- 維持管理に関する新セクションを追加した。IASBと解釈指針委員会が範囲の狭い事項を扱う場合に従っていた実務を正式にするものである。より正式なプロジェクト提案プロセス（諮問会議との事前の協議など）の適用が意図されていたのは、常に、新規のIFRS又は大規模修正に対してであった旨を明確化した。IASBは、IFRSの一般的な維持管理の一環として、IFRSへの範囲の狭い変更に着手する裁量権を有している。この新セクションでは、IASBと解釈指針委員会の活動がどのように密接に関連しているのかについても説明している。
- 適用後レビューを説明したセクションを拡大し、IASBがそれぞれのレビューをどのように展開することを予想しているのかを詳細に記述している。このセクションでは、関連する公開協

議の説明も記載している。

- コメント期間について2つの変更を行った。第1は、解釈指針に関する却下通知案の公開期間を30日から60日に延ばすことである。この変更は、解釈指針委員会が却下通知案について十分なフィードバックを受け取っていないという懸念に対処している。もう一方の変更は、文書の再公開に関するものである。IASBは、再公開を予定する文書についてコメント期間を短縮することができる。一部の再公開文書は、公開草案の狭い局面に焦点を当てることを意図しており、根本的に異なる文書ではない。最低限である120日のコメント期間は、状況によっては必要ない場合もあり、確定版のIFRSの不当な遅延を生じるおそれがある。60日を最低限のコメント期間とすることが認められる。

ハンドブックの書換えでは、実際の実務を反映する更新も行われており、十分に理解されていないと思われるいくつかの事項についての拡張した議論を盛り込んでいる。

- オブザーバー・ノートへの言及を、すべてのIASBのペーパーを傍聴者に公開するという単純な原則に置き換えた。資料の非公開について明確な基準を設け、そうした状況の例を示した。
- IASBは、多くのトピックについて、フィードバックを求めるために情報要請の文書を利用してきた。例えば、3年ごとのアジェンダ協議や、減損についての実務的影響及びアプローチに関するインプットを求めるための目標を絞った要請である。本ハンドブックでは、この種の協議の目的とそうした要請の公表に関するプロセスを説明している。
- 誤字や他の編集上の誤りの訂正のプロセスを説明している。
- 会議における技術的投票の内容を、それが書面投票のプロセスにどのように関連するのかとともに説明している。書面投票のプロセスについても、このプロセスにおけるレビュー・ドラフトの役割も含めて示している。このセクションは、致命的な欠陥の有無のレビューへの現在の言及に置き換わるものであり、そうしたレビューの範囲を説明している。
- 教育セッション及び小グループ・セッションの内容と目的を、担当IASBメンバーの役割の記述とともに説明している。
- スタッフペーパーの目的を、IASBメンバーとスタッフのそれぞれの責任を含めて、説明している。
- IASBが利用しているさまざまな種類の協議グループ（ワーキング・グループや専門家諮問パネルなど）を説明している。このセクションでは、どの種類の会議を公開で開催しなければならないか、どのグループのメンバー構成をDPOCが承認するのも明確化している。
- IASBがIFRSの開発の裏付けとするためにフィールドワーク（現行のハンドブックでは、「フィールド・テスト」及び「フィールド・ビジット」と呼んでいる）を利用する方法を説明している。フィールドワークには、フィールド・テストやフィールド・ビジットの構成要素が含まれる場合があるが、潜在的なIFRSの実行可能性及びコストを評価するための他の情報収集の方法も含まれる可能性がある。

- IASB メンバーが解釈指針の批准に反対意見を出せる旨を明示している。IASB メンバーの反対意見は、理由とともに、解釈指針の承認セクションにおいて公表する。
- 年次改善の要件の目的を明確化している。数件の互いに関連のない IFRS の修正提案を別々ではなく単一の文書で公開することが適切かどうかIASBが判断するのに役立てるためである。

本ハンドブックには、用語集と4つの付録も掲載している。

- (a) 付録1——「経緯及び承認」では、今回のレビュー及び過去のレビューの両方において、本ハンドブックに加えられた変更の要約を示している。
- (b) 付録2——「協議グループへの委任事項」では、IASB の協議グループへの委任事項に含めるべき主要な論点の記述を示している。
- (c) 付録3——「解釈指針の要望」では、解釈指針委員会への要望の提出の書式を示している。
- (d) 付録4——「デュー・プロセス手続書」では、デュー・プロセスのステップの網羅的な表と、IASB がこれらのステップに向けてそれらを達成するために行ってきたことを示している。

付録 2——協議グループへの委任事項

この付録は、IASB がプロジェクトについて設置する協議グループへの委任事項の対象とすべき事項の例を示している。本付録は IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に付属しているが、同ハンドブックの不可欠の一部を構成するものではなく、IASB 及びスタッフにより随時更新される場合がある。

それぞれの協議グループについて委任事項を定めるのが通例である。そうした委任事項では、通常、次のことを示す。

- グループの名称及び目的
- IASB がグループに貢献を期待しているのは、プロジェクトの全体なのか一部のみなのか
- グループは意思決定機関ではないこと
- IASB がメンバーとなることを求めている人々の類型（グループに何名を所属させる予定なのかを含む）
- グループのメンバーは、組織の代表としてではなく、個人として行動すること
- グループが公開の会議を求められるかどうか
- グループの役割及び人員構成の見直しがいつ行われるか

委任事項は、IASB がグループに対して有している予想も示す。これには、どのくらいの頻度で会合を求めそうなのかや、会合のための経費を誰が負担するのかなどが含まれる。

付録3——解釈指針の要望

この付録は、アジェンダとなる可能性のある項目の要望を IFRS 解釈指針委員会に提出する標準書式を示している。本付録は IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に付属しているが、同ハンドブックの不可欠の一部ではなく、IASB 及びスタッフにより随時更新される場合がある。

論点の提出は、いかなる人又は組織でも行うことができる。提出のための書式は IFRS 財団のウェブサイトで入手できる。提出は ifric@ifrs.org への電子メール又は IASB の住所への郵便（解釈指針委員会コーディネーター気付）のいずれかで行うことができる。提出書類には、論点の詳細な記述（関連する IASB の基準書等を参照した代替的解決案の記述を含む）と、解釈の対象となる可能性のあるトピックを評価するための規準を用いた論点の評価の両方を含めるべきである。

アジェンダとなる可能性のある項目の要望を IFRS 解釈指針委員会に提出する書式

どの個人又は団体も、アジェンダとなる可能性のある項目の提案を、解釈指針委員会の検討を求めするために提出することができる。提案者は簡潔な提案書を提出することが求められ、それは提案者を明示せずに解釈指針委員会に提示される。提案書は次の事項を含んでいなければならない。

- 1 **論点** 論点の記述（該当がある場合には、個別に取り扱うべき側面を含む）
- 2 **現行の実務** 現行の又は生じつつある会計実務の簡潔な記述（主な代替案を要約し、関連する IASB の基準書等を参照する）
- 3 **解釈指針委員会がその論点を扱うべき理由** 当該論点を次の要件により評価する。
 - (a) その論点は広がりがあり、実務的であるか。
 - (b) その論点は多様な解釈を生じる（生じつつあるか又はすでに実務で存在する）ものか。
 - (c) 多様性の解消により財務報告が改善されるか。
 - (d) その論点は IFRS 及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で解釈可能となるのに十分な程度に範囲が狭いが、解釈指針のプロセスを適用することが非効率となるほど狭くはないものか。
 - (e) その論点が IASB の現在の又は計画されているプロジェクトに関係している場合には、IASB の活動から期待されるよりも早く指針を提供する緊急のニーズがあるか。

定型書式は次に示している（次ページ参照）。

完成した書式は ifric@ifrs.org への電子メールか下記への郵便で提出のこと。

Director of Implementation Activities
International Accounting Standards Board
First Floor
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

**IFRS INTERPRETATIONS COMMITTEE
INTERPRETATION REQUEST**

The issue:

Current practice:

Reasons for the Interpretations Committee to address the issue:

Submitted by

Name:

Organisation:

Address:

Telephone:

Email:

付録4——デュー・プロセス手続書

この付録は、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会がデュー・プロセスの要求事項をどのように満たしているのかを DPOC に対して立証するための報告のテンプレートを提示している。この付録は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に付属しているが、ハンドブックの不可欠の一部を構成するものではなく、IASB 及びそのスタッフにより、DPOC の承認を条件に、随時更新される可能性がある。

IASB

IASB 作業計画に関する 3 年ごとの協議

一般的な IASB の要求事項： 少なくとも 3 年に一度、IASB は作業計画に関する公開協議を実施することが要求される。レビューの主たる目的は、IASB の作業計画の戦略的な方向性とバランス（IASB の基準レベルのプログラムに追加される可能性のあるプロジェクトを評価するための要件を含む）に関して正式な一般からのインプットを求めることである。

DPOC の目的： IASB が十分に広範な公開協議により作業計画のレビューを実施し、収集した情報を検討し、その発見事項の報告を行われていることを確保すること。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|--|-------|---------------------------------------|---|-----|
| 評議員会との公式の協議 | 必須 | アジェンダ選定に関して両機関と開催した協議の回数 | 評議員会の議題で予定されている作業計画の協議に関して IASB と議論 DPOC が、作業計画に関する IASB のプロセスに関して受け取ったレターその他の連絡に対応 | |
| 諮問会議との公式の協議 | 必須 | | DPOC は諮問会議と会合し、討議がアジェンダで予定され実施されることを確保 IASB 議長が、広範なアウトリーチ及び公開協議を通じて受け取ったコメントをどのように考慮したかを DPOC と評議員会に定期的に報告 | |
| IASB と個々の団体又は小グループとの焦点を絞った議論を促進するための利害 | 必須 | 開催したアウトリーチ会合の回数（イントロダクションで述べた区分と整合的に） | DPOC に提供された開催した会議の要約 公衆閲覧のためにオンラインで掲載されたウェブキャスト | |

| | | | | |
|--|----|---|---|--|
| 関係者との会合 | | ウェブキャスト会議 の開催 | | |
| 代表者グループ との公開の議論 | 任意 | 開催した会合の回数 | DPOC に提供された開催した会議の要 約及び提起された論点がどのように解 決されたか | |
| アウトリーチ会 合、教育セッション、関心のある関 係者とのカンフ ァランス | 任意 | 開催した会合の回数 公表された項目に関 する記事 | DPOC に提供された開催した会議の要 約 | |
| 投資者グループ との接触のため の焦点を絞った 取組み | 必須 | 接触が困難なグルー プとのアウトリーチ のためのプロセス 投資者向けのアウト リーチを促進するた めに提供された特別 の資料 開催した会合の回数 | DPOC に提供された開催した会議の要 約 | |

調査研究プログラム

一般的な IASB の要求事項： IASB は財務報告の改善の余地がある領域を識別するのに役立つために使用する広範な調査研究プログラムを維持する。IASB は活動の記述をウェブサイトで維持管理し、その活動に関して諮問会議及び基準設定主体のネットワークに定期的に報告する。

DPOC の目的： IASB が基準設定主体のネットワークを有効的に活用し、透明性のある方法で運営されていることを確保すること

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-------|--|--|-----|
| 透明性のある調査研究プログラムの維持管理 | 必須 | 調査研究活動を識別する最新ウェブサイト | IASB が調査研究プログラムのプロジェクトの要約を DPOC に提供 (プロジェクトに公式に関与した他の当事者及びプロジェクトの進捗状況に関して識別) | |
| IASB に提起された事項の登録の維持管理 | 必須 | IFRS 財団のウェブサイトに掲載されたプロジェクト要請 | IASB が受け取った要請及び対応として IASB が踏むステップに関して報告 | |
| 諮問会議への公式のアップデート | 必須 | 諮問会議への報告書 (IFRS 財団のウェブサイトで公開) | IASB が諮問会との協議により受け取った関連性のあるフィードバックを DPOC に報告 | |
| 広範な利害関係者の参加 | 必須 | IFRS 財団ウェブサイトで維持管理されるアウトリーチ及び他の協議活動について要約した統計 | IASB がアウトリーチ活動に関して DPOC に報告 | |
| 調査研究プロジェクトは IASB が行うか又は他の団体と共同で行うことができる | 任意 | 調査研究についての定義された範囲 IASB の監督下で内部又は外部で行った調査研究 調査研究の公表 (適宜) | IASB が調査研究アジェンダに関する活動について DPOC に定期的に連絡 | |

ディスカッション及び調査研究ペーパーの作成と公表

一般的な IASB の要求事項： デュー・プロセスにおける必須のステップではないが、IASB は主要な新規トピックに関して、論点を説明し関係者からの早期のコメントを求めるための手段として、最初の公表文書としてのディスカッション・ペーパーを公表するか、又は調査研究ペーパーの作成を支援することが多い。これは通常、調査研究プロジェクトにおける最初の重要なマイルストーンである。IASB は、通常、ディスカッション及び調査研究ペーパーに関するコメントについて 120 日の期間を設ける。

DPOC の目的： ディスカッション及び調査研究ペーパーの作成において十分なプロセスが実施されていることを確保すること。DPOC は、ディスカッション及び調査研究ペーパーの作成及び公表の際に IASB が行ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須/ 任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|--|-----------|--|--|-----|
| ディスカッション及び調査研究ペーパーの作成 | | | | |
| 公開の会議で作成されたディスカッション・ペーパー 又は 公開の会議で行われた調査研究ペーパー公表の決定 (IASB の関与の程度について明確に記載) | 任意 | トピックを議論するために開催した会議 プロジェクトのウェブサイトで、十分な記述をプロジェクトの最新情報とともに掲載 会議資料の適時掲載 ペーパーにより裏付けられ、IASB Update で報告された決定 | IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| ディスカッション又は調査研究ペーパーに適切なコメント期間を設ける | 必須 | IASB が回答のためのコメント期間を設定 通常のコメント期間以外の期間の設定には、IASB から DPOC への説明と事後承認を要する | DPOC は、コメント期間の長さの変更の通知を受領 (必要な場合には承認) | |

| | | | | |
|---|----|--|---|--|
| 諮問会議との協議の実施 | 任意 | トピックに関して諮問会議との議論 | 諮問会議の議長が、評議員会の会合及びDPOCの会議に招集される | |
| プロジェクトごとのアップデートに関する登録ユーザーへのeメール・アラート | 任意 | 提供されたアラートの頻度 | IASBは評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| 協議グループの設置(論点の内容及び関係者の間での関心のレベルに応じて) | 任意 | 協議グループ会議の回数 提供された協議グループのフィードバック | 協議グループの有効性に関する随時のサーベイ DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| 特定のアプローチに対する支持又は反対の証拠を作成するためのオンライン・サーベイ | 任意 | IFRS財団のウェブサイトを示されたサーベイ 回答者の数と多様性 回答の分析 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| 議論を促進し、調査した財務報告の論点に関する意見を聞くためのアウトリーチ会合 | 任意 | アウトリーチ会合の日程 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| 代表者グループとの公開の議論 | 任意 | 開催した会合 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| 各国基準設定主体とIASBとの地域的な討議フォーラム(可能な場合) | 任意 | 会合の回数及び討議が行われた場所 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| 関心のある関係者に特定のプロジェクトに関するハイレベルの | 任意 | ポッドキャストの件数 ポッドキャストの参 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |

| | | | | |
|--|-----------------|---|--|--|
| アップデート又は他の有用な情報を提供するポッドキャスト | | 加者数 | | |
| 公表 | | | | |
| ディスカッション・ペーパーの公表を公表するプレスリリース | 任意 | 適時に発表されたリリース プレスリリースのメディア・カバレッジの分量 | DPOCはプレスリリースの事前通知を受領 | |
| ディスカッション・ペーパーに含まれている論拠及び基本概念を説明するスナップショット文書 | 任意 | 公表時に発行されたスナップショット | DPOCはスナップショットのコピーを受領 | |
| IASBのオフィスからリアルタイムで放送される双方向のプレゼンテーションのウェブキャスト | 任意 | 開催したウェブキャストの件数 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| IASBが、コメントレターを補足するため焦点を絞った投資家協議が必要かどうかを決定 | 必須 (DP公表の場合) | スタッフペーパー | IASBが評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告(投資者関連活動に具体的に言及) | |
| フィールドワーク実施による追加的なコメント及び提案の要請 | 任意 | 開催した会合 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |
| 外部参加者とIASBのメンバーとの円卓会議 | 任意 | 円卓会議の会合及び参加者、並びに円卓会議の場所 | DPOCは実施された協議の報告を受領 | |

| | | | | |
|---|----------------------|--|--|--|
| <p>プロジェクト・チームがディスカッション・ペーパーのコメントレターを IASB の検討のために分析し要約</p> <p>コメントの要約を IASB のウェブサイトに傍聴者用資料として掲載</p> | <p>必須 (DP 公表の場合)</p> | <p>公開の会議で IASB に提示されたコメント分析</p> <p>IFRS 財団ウェブサイトに掲載された受け取ったレター</p> <p>IASB が公開の会議でコメントを検討し、それらをプロジェクトへのアプローチにおいてウエイト付け</p> | <p>IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告</p> | |
|---|----------------------|--|--|--|

情報要請の作成と公表

一般的な IASB の要求事項： デュー・プロセスにおける必須のステップではないが、IASB は特定のトピックに関する情報を求めるため文書を公表する可能性がある。IASB は通常、情報要請に関するコメントについて 60 日の期間を設ける。

DPOC の目的： 情報要請の作成において十分なプロセスが実施されていることを確保すること。DPOC は、情報要請の作成及び公表の際に IASB が行ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-----------------|---|---|-----|
| 情報要請 | | | | |
| 具体的な事項に関する情報を求めるために情報要請を公表 | 任意 | IFRS 財団のウェブサイト に公表され掲載された情報要請 | IASB が情報要請を公表することを計画する際に DPOC に連絡 DPOC に、コメント期間及び情報要請の有効性を限定するものと認識される可能性がある他の要因を検討する機会を提供 | |
| | | 公表したプレスリリース及びウェブ発表 | DPOC に、情報要請の公表時に連絡 | |
| 情報要請に適切なコメント期間を設ける | 必須 | IASB が回答のためのコメント期間を設定 標準のコメント期間以外の期間の設定には、IASB から DPOC への説明と事後承認を要する | DPOC は、コメント期間の長さの変更の通知を受領（必要な場合には承認） | |
| IASB が情報要請に関し受け取ったコメントレターをプロジェクト・ページに掲載 | 必須 (要請公表の場合) | プロジェクト・ページに掲載されたレター | IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告（回答の要約統計を含む） | |
| IASB が、コメントレターを補足するため焦点を絞った投資家協議が必要かどうか | 必須 (要請公表の場合) | スタッフペーパー | IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告（投資家関連活動に具体的に言及） | |

| | | | | |
|--|-------------------------|--|-------------------------------------|--|
| かを決定 | | | | |
| IASB が、コメントレターおよび関連する投資家重視アウトリーチ活動を公開の会議で検討 | 必須 (要請 公表の 場合) | 公開の会議で議論されたスタッフペーパー | IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| プロジェクト・チームがコメントレターを IASB の検討のために分析し要約 コメントの要約を IASB のウェブサイトに傍聴者用資料として掲載 | 必須 | 公開の会議でIASBに提示されたコメント分析 IFRS 財団のウェブサイトに掲載された受け取ったレター IASB が公開の会議でコメントを検討し、それらをプロジェクトへのアプローチにおいてウェイト付け | IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |

基準レベルのプロジェクトの提案

一般的な IASB の要求事項： IASB はある項目を基準レベルのプログラムに加えるメリットを検討する。考慮する要因には、利用者にとっての目的適合性と情報の信頼性、既存のガイダンスの有無、開発される IFRS の品質、資源の制約などがある。新規プロジェクトの主要な源泉は調査研究プログラムである。調査研究（通常、ディスカッション・ペーパーを含む）は、基準設定プログラムへの追加に関して情報に基づいた決定を行うのに十分な情報を IASB に提供すべきである。

DPOC の目的： あるプロジェクトを基準設定プログラムに追加する前に、IASB が当該プロジェクトをアジェンダの要件に照らして評価し、他の可能性のある優先事項と比較したウェイト付けを行い、適切な協議を行っていることを確保すること。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-------|--|---|-----|
| 評議員会及び IFRS 諮問会議との公式の協議 | 必須 | アジェンダ選定に関して両機関と開催した協議の回数 | DPOC が IFRS 諮問会議と会合し、討議がアジェンダで予定され実施されることを確保 IASB 議長が、広範なアウトリーチ及び公開協議を通じて受け取ったコメントをどのように考慮したかを DPOC と評議員会に定期的に報告 DPOC が、アジェンダ設定に関する IASB のプロセスに関して受け取ったレターその他の連絡に対応 | |
| IASB は可能性のあるプロジェクトについての議論及び新プロジェクト採用の決定を公開で行う | 必須 | ペーパーを十分に考慮された方法で作成し公開 アジェンダ要件を用いた分析の提供 公開協議を考慮に入れ、寄せられたコメントの要約を IASB の利用のために作成 | 技術的な分析にはコメントせずに、DPOC は公開の議論の証拠とアジェンダ・ペーパー（論点及び受け取ったコメントの分析を含む）を受領 DPOC は、IASB のメンバーと会合して優先度のウェイト付けに関するプロセスを議論し、IASB がアジェンダ項目の追加又は削除の際に受け取ったコメントを考慮していることを確保 DPOC は諮問会議と会合してプロジェクト策定プロセスに関する見解を議論 IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |

| | | | | |
|---|----|---|---|--|
| IASB と個々の団体又は小グループとの焦点を絞った議論を促進するための利害関係者との会合 | 必須 | 開催したアウトリーチ会合の回数 (イントロダクションで述べた区分と整合的に) 開催されたウェブキャスト会議 公衆閲覧のためにインターネットに掲載したウェブキャスト | DPOC に提供された開催した会議の要約 | |
| 代表者グループとの公開の議論 | 任意 | 開催した会合の回数 | DPOC に提供された開催した会議の要約及び提起された論点がどのように解決されたか | |
| アウトリーチ会合、教育セッション、関心のある関係者とのカンファランス | 任意 | 開催した会合の回数 公表された項目に関する記事 | DPOC に提供された開催した会議の要約 | |
| 投資者グループとの接触のための焦点を絞った取り組み | 必須 | 接触が困難なグループとのアウトリーチのためのプロセス 投資者向けのアウトリーチを促進するために提供された特別の資料 開催した会合 | DPOC に投資者とのアウトリーチ活動を報告 | |

プロジェクトの計画

一般的な IASB の要求事項： ある項目を基準レベルのプログラムに追加する際に、IASB は作業範囲案と協議プロセス案を記述したプロジェクト計画案を提供する。

DPOC の目的： IASB がプロジェクトを策定する際に広範なアウトリーチ及び公開協議により高品質の意思決定プロセスをもたらすべき関連性のあるステップを考慮していることを確保すること。DPOC は、IASB がプロジェクト計画の間に従ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須/ 任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|----------------------|-----------|--|--|-----|
| プロジェクト計画を公開のボード会議で検討 | 必須 | プロジェクト計画の検討に使用された IASB のボード会議 作業可能な計画の策定の際に基準設定主体等に求めたインプット 資料の適時な公開 最終のプロジェクトが範囲、時期及び有効な計画に必須の他の要素に関して明確 | IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部としてプロジェクト計画の要約を提供 | |
| 協議グループの設置 | 任意 | 協議グループの利用についての賛成論又は反対論 協議グループの範囲と構成員について DPOC に提示され議論された提案 | DPOC は、主要なプロジェクトについて協議グループを設けないという決定をレビュー DPOC は、協議グループの範囲と構成員に関する提案を、能力とバランスについてレビュー DPOC は、協議グループの人員構成を検討し承認 | |
| フィールドワークの利用 | 任意 | フィールドワークの利用についての賛成論又は反対論 IASB が影響分析への対応に用いたプロ | DPOC は、フィールドワークに関する議論をレビュー | |

| | | セス | | |
|---|----|-----------------------------|---------------------|--|
| IASB と個々の団体又は小グループとの焦点を絞った議論を促進するための利害関係者との会合 | 必須 | 作業計画に含めたプロジェクトに関するアウトリーチ計画案 | DPOC はアウトリーチ計画をレビュー | |
| 投資者グループのアウトリーチに焦点を絞った計画 | 必須 | 投資者向けのアウトリーチ計画の概要 | DPOC はアウトリーチ計画をレビュー | |

IFRS、実務ガイダンス又は概念フレームワークの章の公開草案の作成と公表

一般的な IASB の要求事項： 公開草案の公表は、デュー・プロセスにおける必須のステップである。IASB がディスカッション・ペーパーを公表したかどうかにかかわらず、公開草案は IASB が公式に公衆と協議する主要な手段である。ディスカッション・ペーパーとは異なり、公開草案は、IFRS（又は IFRS の修正）案の形で具体的な提案を示す。公開草案の作成は、ディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントとともに、スタッフの調査研究及び提案に含まれている論点の検討を基礎とする。諮問会議、協議グループ及び会計基準設定主体からの提案並びに公開の教育セッションから生じた提案も考慮される。IASB は通常、ディスカッション・ペーパー及び調査研究ペーパーに関するコメントについて 120 日の期間を設ける。

DPOC の目的： 公開草案の作成のプロセスが広範囲であったことを確保すること。DPOC は、必要に応じて、IASB が公開草案の作成と公表及び受け取ったコメントへの対応において従ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-------|--|--|-----|
| 公開のボード会議の開催（ペーパーを傍聴者に公開）。すべての決定は公開セッションで行われる。 | 必須 | トピックを議論するために開催した会議 プロジェクトのウェブサイトに、十分な説明をプロジェクトに関する最新情報とともに掲載 会議資料の適時掲載 | IASB のメンバーが、DPOC と、主要なプロジェクトの進捗状況について、行っているデュー・プロセスとの関連で議論 DPOC は、IASB のデュー・プロセスについての関心のある関係者からのコメントを適宜レビュー | |
| 評議員会及び諮問会議との公式の協議 | 必須 | トピックに関する諮問会議との討議 | DPOC は、IASB のデュー・プロセスに関する利害関係者の視点を理解するため、諮問会議と会合 諮問会議の議長を、評議員会及び DPOC の会議に招集 | |
| 公表予定の IFRS 又は大規模修正の考えられる影響の分析（例えば、コスト又は継続的な関連コストについて） | 必須 | 影響分析の公表 | IASB は、影響分析の結果及び IFRS 案において発見事項をどのように考慮したのかを DPOC とともにレビュー IASB は、基準公表の時点で影響分析のコピーを DPOC に提供 | |

| | | | | |
|---|----|---|--|--|
| 協議グループの活用（設置している場合） | 任意 | 協議グループ会議の件数及び論点への実質的関与の証拠 公開草案の文案についての協議グループのレビュー | DPOC は、IASB から協議グループの活動の報告を受ける | |
| 提案を分析する際にフィールドワークを実施 | 任意 | IASBがフィールドワークについて採ったアプローチを説明 IASBがフィールドワークが必要ないと考える理由を説明（それが望ましい道筋の場合） フィールド・テストの件数 | DPOC は、IASB がフィールドワークは必要ないと考えた場合には、IASB の説明をレビューし、IASB とその説明を検討 DPOC は、フィールドワーク活動及び発見事項を IASB がどのように考慮したのかに関する報告を受領 | |
| 広範囲の利害関係者とのアウトリーチ会合（特に投資者について努力） | 任意 | 開催された会議の件数と場所 投資者に関する具体的な焦点を絞った努力の証拠 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受け、IASB とともに、ED に関するアウトリーチ計画及び任意のステップに関するアプローチを、広範なアウトリーチと公開協議を確保するためにレビュー | |
| 関心のある関係者に特定のプロジェクトに関するハイレベルのアップデート又は他の有用な情報を提供するウェブキャストとポッドキャスト | 任意 | ウェブキャストの件数と参加者数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |
| 代表者グループとの公開討論 | 任意 | 開催した討論の回数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |
| 特定のアプローチへの支持又は | 任意 | サーベイの件数及び成果 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |

| | | | | |
|--|----|---|--|--|
| 反対の証拠の作成のためのオンライン・サーベイ | | | | |
| IASB は各国基準設定主体との地域的な討議フォーラムを開催する (可能な場合) | 任意 | これらのフォーラムで開催される会議の日程 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |
| 外部参加者とIASBのメンバーとの円卓会議 | 任意 | 開催した会議の回数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスに含まれた翻訳チーム | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスに含まれた XBRL チーム | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | 草案及び IASB が収集し検討したコメントをレビューするために使用した外部のレビュー者 | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 (外部のレビュー者が文案作成プロセスにおいてどの程度使用されたのかを含む) | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | IFASS のメンバーに利用可能とされたレビュー・ドラフト及び IASB が収集し検討したコメント | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証プロセスが適切 | 任意 | プロジェクトのウェブサイトに掲載されたレビュー・ドラフト | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| IASB がレビューされたデュー・プロセスのステップ | 必須 | IFRS の公表前に審議会が議論したすべてのデュー・プロセスのステップの要約 | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |

| | | | | |
|------------------------------------|----|--|---|--|
| 公開草案に適切なコメント期間を設ける | 必須 | IASBが回答のためのコメント期間を設定 標準のコメント期間以外の期間の設定には、IASB から DPOC への説明と事後承認を要する | DPOC はコメント期間の長さの変更について通知を受領 (必要な場合は承認) | |
| 公開草案の公表を發表するプレスリリース | 任意 | 公表されたプレスリリース メディア・カバレッジ | DPOC は公開草案の公表の通知を受領 | |
| 公開草案に含まれている論拠及び基本概念を説明するスナップショット文書 | 任意 | IASB のウェブサイトに掲載されたスナップショット | DPOC はアウトリーチ活動に関する報告を受領 スナップショットを DPOC メンバーに送付 | |
| 公開草案の公表 | 必須 | IFRS 財団のウェブサイトに掲載された公開草案 | DPOC に公開草案の公表を連絡 | |

IFRS、実務ガイダンス又は概念フレームワークの章の確定

一般的な IASB の要求事項： IFRS の開発は IASB 会議の間に行われ、その際に IASB は公開草案に対して寄せられたコメントを考慮する。IASB は、改訂を、例えば第二次の公開草案として一般のコメントを求めるために公開するかどうかを検討する。IASB は、経過措置及び発効日を検討する必要がある。

DPOC の目的： 協議プロセスは IASB がその決定を正当化できるほど十分であることを確保すること。DPOC は、IASB が審議の結論（基準の範囲及び技術的内容を含む）を下す前に利害関係者の意見を適切に考慮していると DPOC が確信する必要がある。DPOC は、IASB が基準を確定する前に変更を再公開する必要性を適切に検討していると確信する必要がある。DPOC は、IASB が IFRS を開発する際のデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須/ 任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|--|-----------------|--|--|-----|
| 協議期間に収集した情報の検討 | | | | |
| IASB が、公開草案に関連して受け取ったすべてのコメントレターをプロジェクト・ページに掲載 | 必須 (要請公表の場合) | プロジェクト・ページに掲載されたレター | IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告（回答の要約統計を含む） | |
| 外部参加者と IASB のメンバーとの円卓会議 | 任意 | 開催した会議の回数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |
| 公開のボード会議の開催（ペーパーを傍聴者に公開）。すべての決定は公開セッションで行う。 | 必須 | トピックを議論するために開催された会議の回数 プロジェクトのウェブサイトに、十分な説明をプロジェクトに関する最新情報とともに掲載 会議資料の適時掲載 協議グループとの会合の数及び協議グループと重要な論点を検討したという確認 | IASB が、DPOC と、主要なプロジェクトの進捗状況について、行っているデュー・プロセスとの関連で議論 IASB と DPOC は、ライフサイクルにわたってのデュー・プロセス及びデュー・プロセスに関する多くの問題にどのように対処しているのかをレビュー DPOC は、利害関係者の視点を理解するために諮問会議と会合 DPOC は、デュー・プロセスに関するコメントへの対応を適宜レビュー | |

| | | | | |
|--|----|---|--|--|
| 公表予定の IFRS 又は大規模修正 の考えられる影 響の分析（例え ば、コスト又は継 続的な関連コス トについて） | 必須 | 影響分析の公表 | IASB が、影響分析の結果及び IFRS 案において発見事項をどのように考慮 したのかを DPOC とともにレビュー IASB が、基準公表の時点で影響分析 のコピーを DPOC に提供する | |
| 登録された受取 人に eメール・ア ラートを発行 | 任意 | アラートが出された という証拠 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する 報告を受領 | |
| 議論を促進し一 般のコメントの ために公表した 提案に関する意 見を聞くための アウトリーチ会 合 | 任意 | 会合の回数（投資者を 対象とした努力を含 む） | DPOC は、アウトリーチ活動に関する 報告を受領 | |
| IASB が各国基準 設定主体との地 域的な討議フォ ーラムを開催 | 任意 | 開催した会議の回数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する 報告を受領 | |
| 確 定 | | | | |
| 基準の再公開の 必要性の検討 | 必須 | 再公開の必要性の分 析を、合意された規 準を用いて、公開の IASB 会議で検討 | IASB が、再公開の問題に関する考え を DPOC と議論 | |
| IASB が基準の発 効日を設定（効果 的な適用の必要 性を考え、一般に 少なくとも 1 年 を提供） | 必須 | 適用上の課題を十分 に考慮した発効日の 設定 | IASB が、有効な適用のための期間の 短縮の提案について DPOC と議論 | |
| 文案作成の品質 保証ステップが 適切 | 必須 | レビュー・プロセスへ の翻訳チームの関与 | DPOC は、IFRS の公表前に行われた デュー・プロセスのステップに関する 要約報告を受領 | |

| | | | | |
|---|----|---|---|--|
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの XBRL チームの関与 | DPOC は、IFRS の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証プロセスが適切 | 任意 | IFASS のメンバーに利用可能とされたレビュー・ドラフト及び IASB が収集し検討したコメント | DPOC は、IFRS の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証プロセスが適切 | 任意 | プロジェクトのウェブサイトに掲載されたレビュー・ドラフト | DPOC は、IFRS の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| IASB がレビューしたデュー・プロセスのステップ | 必須 | IFRS の公表前に審議会が議論したすべてのデュー・プロセスのステップの要約 | DPOC は、IFRS の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 公 表 | | | | |
| 最終基準の公表を發表するプレスリリース | 任意 | 適時に發表されたリリース プレスリリースのメディア・カバレッジの分量 | DPOC は、プレスリリースのコピーとメディア・カバレッジの要約を受領 | |
| フィードバック・ステートメントの提供 (基準のハイレベルの要約を提供し、IASB が受け取ったコメントにどのように対応したのかを説明) | 必須 | フィードバック・ステートメントの公表 | IASB は、基準公表の時点でフィードバック・ステートメントのコピーを DPOC に提供 | |
| 関心のある関係者に基準に関するハイレベルのアップデート又は他の有用な情報を提供するポ | 任意 | ポッドキャストの件数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |

| | | | | |
|---------|----|-------|-------------|--|
| ッドキャスト | | | | |
| IFRS 公表 | 必須 | 正式な公表 | DPOC に公表を連絡 | |

適用後レビュー

一般的な IASB の要求事項： IASB は、新規 IFRS 又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビュー（PIR）を実施することが求められる。2 フェーズあるこのプロセスは、通常、最たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。第 1 のフェーズは、検討すべき事項の識別及び評価を伴う。これらの事項は、IASB による公開の協議の主題となる。第 2 のフェーズでは、IASB は情報要請から受け取ったコメントを、他の協議活動を通じて収集した情報を検討し、レビューを実施する。その情報に基づいて、IASB は発見事項を提示し、レビューの結果として、行う予定のステップがあれば、それを示す。

DPOC の目的： 各 PIR が、適切な範囲と適正な協議を行い、適時に行われることを確保する。DPOC は、IASB が適切な方法でレビューの発見事項に対応するという保証も求める。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|--|-------|--|---|-----|
| PIR の日程の公表 | 必須 | PIR は公開の会議で議論され、IASB の作業計画に含まれる | IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| 範囲の設定（公表物の開発中に提起された重要であったか又は議論が多かった論点の識別を含む） | 必須 | 最初のレビューは、IFRS に関連する団体及び関心のある関係者の広範なネットワークに依拠 議論の多い論点が、BC、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び影響分析により識別可能 文書公表後に IASB が気付いた重大な論点 | IASB は評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告する（レビューの範囲を設定する際の IASB の協議の程度を含む） | |
| 当初評価の後、次の 2 つの道のいずれかを採用 コメントを募集するために情報要請を公表（適切なコメント期間 | 必須 | 情報要請は、明記した事項に関して IASB がフィードバックを求めている理由を説明し、レビュー対象の基準に関して IASB による当初評価を記載し | DPOC に、情報要請の公表前に連絡（IASB の審議の程度の要約と併せて）コメント期間が異例に短い場合には、DPOC に協議 DPOC は、PIR を延期する IASB の意図の通知を、その結論に至った理由とレビューがいつ再開される予定なのか | |

| | | | | |
|--|-----------|---|---|--|
| <p>を設ける)</p> <p>又は</p> <p>当初評価に基づいて、その時点でレビューを実施することは時期尚早であるとIASBは決定する場合があります</p> | | <p>なければならない</p> <p>情報要請は、IASBがレビューの範囲を設定するために従ったプロセスも記述</p> <p>IASBは回答のためのコメント期間を設定</p> <p>標準のコメント期間以外の期間の設定には、IASBからDPOCへの説明と事後承認を要する</p> <p>セカンド・オピニオンが適当となる場合には、IASBは、PIRを延期するIASBの意図の通知を、その結論に至った理由とレビューをいつ再開する予定なのかとを併せて、DPOCに伝えなければならない</p> | <p>を併せて受領。DPOCは、このような遅延を承認しなければならない。</p> | |
| <p>IASBは、情報要請を他の証拠で補足する必要があるかどうかを検討（財務情報の分析、レビュー対象のIFRSの適用に関する学術及び他の研究のレビュー、又は他の関連性のある当事者との協議の実施による）</p> | <p>任意</p> | <p>学術及び他の研究の評価を分析する、IASBに提出されたスタッフペーパー</p> | <p>IASBが評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告</p> | |
| <p>プロジェクト・チ</p> | <p>必須</p> | <p>提供された分析及び</p> | <p>IASBが評議員会の会合で四半期報告</p> | |

| | | | | |
|--|----|--|--|--|
| ームがコメントレターを IASB の検討のために分析し要約要約をオンラインで掲載 | | 受け取ったコメントに関して公開の場での議論、及び実施される可能性のある補足的活動に対する追加的な分析 | の一部として進捗状況に関して報告 | |
| 公開の報告書 | 必須 | 審議の完了後、発見事項は公開の報告書において提示 | IASB は、IASB がレビューを完了した時点で DPOC に連絡し、報告書の草案を DPOC に提供しなければならない レビューが満足のいく形で完了したと DPOC が考える時点、報告書を確定させることができる | |
| PIR の発見事項の実施 | 必須 | 軽微な修正は、IASB の作業計画に追加 | IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| | | より実質的な懸念は調査研究プログラムの一部として検討。必要な場合、プロジェクトの提案を策定。 | IASB が評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| | | デュー・プロセスの変更の提言を DPOC が議論 | IFRS 財団スタッフが、適切な処置を提言するペーパーを作成し DPOC に提示 | |

年次改善の公開の作成と公表

一般的な IASB の要求事項： 年次改善は、十分に軽微であるか範囲が狭いものは、修正が関連していないものであっても、一緒にまとめて一つの文書で公開することができる IFRS 又は解釈指針の修正案を示す。修正案は、通常、コメントを求めるため 120 日の期間公開される。

DPOC の目的： 年次改善の開発のプロセスが広範囲であることを確保すること。DPOC は、必要に応じて、IASB が解釈指針案の作成と公表及び受け取ったコメントへの対応において従ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須/ 任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-----------|---|--|-----|
| IASB が公開のボード会議を開催（ペーパーを傍聴者に公開） すべての決定は公開セッションで行う | 必須 | トピックを議論するために開催した会議の回数 プロジェクトのウェブサイトに、十分な説明をプロジェクトに関する最新情報とともに掲載 会議資料の適時掲載 | DPOC は、関心のある関係者からの IASB のデュー・プロセスに関するコメントへの対応を適宜レビュー | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの翻訳チームの関与 | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの XBRL チームの関与 | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | 草案及び IASB により収集され検討されたコメントをレビューするために使用した外部のレビュー者 | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領（外部のレビュー者が文案作成プロセスにおいてどの程度使用したのかを含む） | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | IFASS のメンバーに利用可能とされたレビュー・ドラフト及び IASB が収集し検討したコメント | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |

| | | | | |
|---|----|--|--|--|
| 文案作成の品質保証プロセスが適切 | 任意 | プロジェクトのウェブサイトに掲載されたレビュー・ドラフト | DPOC は、公開草案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 公開草案に適切なコメント期間を設ける | 必須 | <p>解釈指針委員会が回答のためのコメント期間を設定</p> <p>標準のコメント期間以外の期間の設定には、IASB から DPOC への説明と事後承認を要する</p> | DPOC は、コメント期間の長さの変更の通知を受領（必要な場合には承認） | |
| パッケージに含まれる各修正が年次改善の要件を満たしていることを確保するためのチェックを実施 | 必須 | | 確認の結果を DPOC に提供される要約報告書に記載 | |
| IASB がレビューしたデュー・プロセスのステップ | 必須 | IFRS の公表前に解釈指針委員会が議論したすべてのデュー・プロセスのステップの要約 | DPOC は解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 年次改善パッケージの公表を発表するプレスリリース | 任意 | <p>公表されたプレスリリース</p> <p>メディア・カバレッジ</p> | DPOC は解釈指針案の公表を連絡 | |
| 年次改善の公表 | 必須 | 解釈指針委員会のウェブサイトに掲載された年次改善 | DPOC に年次改善の公表を連絡 | |

却下通知案の作成と公表

一般的な IASB の要求事項： 解釈指針委員会がある項目を作業計画に加えないと決定する場合、却下通知案の公表は必須のステップである。この暫定的却下に関するコメントを検討したのち、解釈指針委員会はその決定を確認するか、当該論点を作業計画に加えるか、あるいは当該事項を IASB に照会する。却下通知案は、通常、コメントを求めため 60 日の期間公開される。

DPOC の目的： 解釈指針の要請を却下するプロセスが適切に行われていることを確保すること。DPOC は、必要に応じて、解釈指針委員会及び IASB が却下通知案の作成と公表及び受け取ったコメントへの対応において従ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-------|---|---|-----|
| 解釈指針委員会会議を公開の場で開催（ペーパーを傍聴者に公開）。すべての決定は公開セッションで行う。 | 必須 | トピックを議論するために開催した会議 プロジェクトのウェブサイト、十分な説明をプロジェクトに関する最新情報とともに記載 会議資料の適時掲載 | DPOC は、デュー・プロセスに関する関心のある関係者からのコメントを適宜レビュー | |
| 解釈指針委員会がある項目を作業計画に加える予定としない | 必須 | 暫定的却下を IFRIC Update と IFRS 財団ウェブサイトで公表 | | |
| 解釈指針草案に適切なコメント期間を設ける | 必須 | 解釈指針委員会が回答のためのコメント期間を設定 標準のコメント期間以外の期間の設定には、解釈指針委員会から DPOC への説明と事後承認を要する | DPOC はコメント期間の長さの変更についての通知を受領（必要な場合には承認） | |
| 却下決定の確認、当該論点の解釈指針の作業計画への追加、又は当該事項の IASB | 必須 | この決定は、解釈指針委員会が、却下通知案に関するコメントを検討した後に実施 | | |

| | | | | |
|---------|--------------------------------|----------------------------------|---|--|
| への照会の決定 | | | | |
| 却下通知の公表 | 必須 (却下 決定を 確認の 場合) | 解釈指針委員会のウ ェブサイトに掲載さ れた却下通知 | DPOC に却下通知の公表を連絡 (評議 員会の会議で、四半期報告の一部とし て) | |

解釈指針案の作成と公表

一般的な IASB の要求事項： 解釈指針案の公表は必須のステップである。解釈指針案は、解釈指針案の形で具体的な提案を示し、公式に公衆と協議する、解釈指針委員会の主要な手段である。解釈指針案の開発は、スタッフの調査研究及び提案に含まれている論点の検討を基礎とする。通常、コメントを求めるため 90 日の期間公開される。

DPOC の目的： 解釈指針案を作成するプロセスが広範囲であったことを確保すること。DPOC は、必要に応じて、IASB が却下通知案の開発と公表及び受け取ったコメントへの対応において従ったデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須／任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行動 |
|---|-------|--|--|----|
| 解釈指針委員会会議を公開の場で開催（ペーパーを傍聴者に公開）。すべての決定は公開セッションで行う。 | 必須 | トピックを議論するために開催した会議 プロジェクトのウェブサイトに、十分な説明をプロジェクトに関する最新情報とともに掲載 会議資料の適時掲載 | DPOC は、デュー・プロセスに関する関心のある関係者からのコメントを適宜レビュー | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの翻訳チームの関与 | DPOC は解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの XBRL チームの関与 | DPOC は解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | 外部のレビュー者を、草案及び IASB が収集し検討したコメントのレビューに使用 | DPOC は解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領（外部のレビュー者が文案作成プロセスにどの程度使用されたのかを含む） | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | IFASS のメンバーに利用可能とされたレビュー・ドラフト及び IASB にか収集し検討したコメント | DPOC は解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |

| | | | | |
|---------------------------------|----|---|---|--|
| 文案作成の品質保証プロセスが適切 | 任意 | プロジェクトのウェブサイトに掲載されたレビュー・ドラフト | DPOCは解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 解釈指針草案に適切なコメント期間を設ける | 必須 | 解釈指針委員会が回答のためのコメント期間を設定 標準のコメント期間以外の期間の設定には、解釈指針委員会からDPOCへの説明と事後承認を要する | DPOCはコメント期間の長さの変更について通知を受領(必要な場合は承認) | |
| IASBメンバーは解釈指針案の公表の反対を識別するために投票 | 必須 | 実施された投票 | 十分な数のIASBメンバーの反対があった場合、当該事項をIASBが議論し、その結果をDPOCに連絡 | |
| 解釈指針委員会によってレビューされたデュー・プロセスのステップ | 必須 | IFRSの公表前に解釈指針委員会が議論したすべてのデュー・プロセスのステップの要約 | DPOCは解釈指針案の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 解釈指針草案の公表を発表するプレスリリース | 任意 | 公表されたプレスリリース メディア・カバレッジ | DPOCに解釈指針案の公表を連絡 | |
| 解釈指針草案の公表 | 必須 | 解釈指針委員会のウェブサイトに掲載された解釈指針草案 | DPOCに解釈指針案の公表を連絡 | |

解釈指針の確定

一般的な IASB の要求事項： 解釈指針の開発は解釈指針委員会会議の間に行われ、その際に解釈指針委員会は解釈指針案に対して寄せられたコメントを考慮する。解釈指針委員会が最終の解釈指針の承認の投票を行い、文言について全般的な合意に至ったのち、解釈指針を IASB に批准のために送付する。解釈指針の批准は IASB の公開の会議で行われ、新規又は修正 IFRS について要求されているのと同じレベルの IASB メンバーからの支持が必要である。解釈指針を IASB が承認しない場合、IASB は解釈指針委員会に反対の理由を提供する。

DPOC の目的： 解釈指針を確定するプロセスが広範囲であり、解釈指針委員会が審議の結論を下す前に利害関係者の意見を適切に考慮していることを確保すること。DPOC は、解釈指針委員会が IFRS を開発する際のデュー・プロセスに関して寄せられたコメントに対応する。

| ステップ | 必須／ 任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|---|-------------------------|--|--|-----|
| 協議期間に収集した情報の検討 | | | | |
| 解釈指針委員会 が、解釈指針案に 関連して受け取 ったすべてのコ メントレターを プロジェクト・ペ ージに掲載 | 必須 (要請 公表の 場合) | プロジェクト・ページ に掲載されたレター | IASB は、評議員会の会合で四半期報告 の一部として進捗状況に関して報告 (回答の要約統計を含む) | |
| 解釈指針委員会 会議を公開セッ ションで開催し、 すべての決定を 公開セッション で行う | 必須 | トピックを議論する ために開催された会 議の回数 プロジェクトのウェ ブサイトに、十分な説 明をプロジェクトに 関する最新情報とと もに掲載 会議資料の適時な掲 載 協議グループとの会 合の数及び協議グル ープと重要な論点に ついて検討したとい う確認 | IASB は、評議員会の会合で四半期報 告の一部として進捗状況に関して報告 | |

| | | | | |
|--------------------------------------|----|---|---|--|
| 十分なアウトリーチが実施されたと IASB が納得 | 必須 | 実施したアウトリーチの分析、又は追加的なアウトリーチを不要とした理由の説明 | IASB は、評議員会の会合で四半期報告の一部として進捗状況に関して報告 | |
| 登録された受取人に e メール・アラートを発行 | 任意 | アラートが出されたという証拠 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する報告を受領 | |
| 確 定 | | | | |
| 解釈指針の再公開の必要性の検討 | 必須 | 再公開の必要性の分析を、合意された規準を用いて、公開の解釈指針会議で検討 | IASB は、再公開の問題に関する考えを DPOC と議論 | |
| 解釈指針委員会が基準の発効日を設定する（効果的な適用の必要性を考慮する） | 必須 | 適用上の課題を十分に考慮した、発効日の設定 | DPOC に、解釈指針が公表される前に有効な適用のための期間の短縮の提案を連絡 | |
| 解釈指針に関する IASB による批准 | 必須 | IASB が公開の会議で解釈指針を議論 | DPOC に、IASB の議論について連絡（IASB のメンバーから解釈指針への反対があったのかどうかを含む） | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの翻訳チームの関与 | DPOC は、解釈指針の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 必須 | レビュー・プロセスへの XBRL チームの関与 | DPOC は、解釈指針の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証ステップが適切 | 任意 | IFASS のメンバーに利用可能とされたレビュー・ドラフト及び IASB が収集し検討したコメント | DPOC は、解釈指針の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |
| 文案作成の品質保証プロセスが適切 | 任意 | プロジェクトのウェブサイトに掲載されたレビュー・ドラフト | DPOC は、解釈指針の公表前に行われたデュー・プロセスのステップに関する要約報告を受領 | |

| | | | | |
|--|----|--|--|--|
| 解釈指針委員会 がレビューした デュー・プロセス のステップ | 必須 | IFRS の公表前に解釈 指針委員会が議論し たすべてのデュー・プ ロセスのステップの 要約 | DPOC は、解釈指針の公表前に行われ たデュー・プロセスのステップに関す る要約報告を受領 | |
| 公 表 | | | | |
| 最終基準の公表 を発表するプレ スリリース | 任意 | 適時に発表されたリ リース リリースのメディ ア・カバレッジの量 | DPOC は、プレスリリースのコピーと メディア・カバレッジの要約を受領 | |
| 関心のある関係 者に基準に関す るハイレベルの アップデート又 は他の有用な情 報を提供するポ ッドキャスト | 任意 | ポッドキャストの件 数 | DPOC は、アウトリーチ活動に関する 報告を受領 | |
| 解釈指針の公表 | 必須 | 正式な公表 | DPOC に公表を連絡 | |

DPOC に対する一般的報告

| ステップ | 必須/ 任意 | 測定基準又は証拠 | DPOC の手続及び DPOC に提供される証拠 | 行 動 |
|--|-----------|--|---|-----|
| すべてのコメントレターを IFRS 財団のウェブサイト公開 | 必須 | 関連するプロジェクト・ページに掲載されたすべてのコメントレター プロジェクト・ページで識別された編集 | IASB は、コメントレターからの編集の程度及びこのようなステップ踏んだ理由に関して、毎年 DPOC に報告 | |
| IASB が公開の会議で議論したすべての資料を傍聴者及び IFRS 財団のウェブサイトに公開 | 必須 | プロジェクト・ページ及び IASB 会議ページが、すべての IASB ペーパー及び補足資料を含む 関連するペーパーで識別された編集 | IASB は、スタッフペーパーからの編集の程度及びこのようなステップを踏んだ理由に関して、毎年 DPOC に報告 | |
| 解釈指針委員会を効率的・効果的な方法で運営 | 必須 | 解釈指針委員会との協議 | DPOC は、解釈指針委員会と定期的に会合し、解釈指針委員会の有効性及び効率性に関してその認識を議論 | |
| 協議グループの年次レビュー | 必須 | IASB 及び DPOC への報告 | IASB が、協議グループの有効性に関して、毎年 DPOC に報告（人員構成の継続に対する提言を含む） | |
| IFRS の首尾一貫した適用 | 必須 | 証券（市場）規制機関との会合 | IASB が、証券規制機関との相互関係の程度に関して、毎年 DPOC に報告 | |
| 他の規制機関への基準設定活動の考え得る影響に関するコミュニケーション | 必須 | 金融規制機関との会合 | IASB が、証券規制機関との相互関係の程度に関して、毎年、DPOC に報告 | |
| モニタリング・ボードからの照会への対応 | 必須 | モニタリング・ボードへの正式な対応 | DPOC は、モニタリング・ボードによる財務報告上の事項の照会に関して、30 日以内（必要な場合には、もっと早期に）に対応するために、評議員全員とともに、積極的に参加 | |